

# 国立国会図書館



## インターネット資料の収集に向けて 国立国会図書館法の改正について

図解 国立国会図書館のしごと 支部図書館制度  
国立国会図書館を見学してみよう 東京本館編

2009.8  
No. 581

# 国立国会図書館利用案内

## 東京本館

所在地 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話番号 03(3581)2331  
利用案内 03(3506)3300(音声サービス)  
03(3506)3301(FAXサービス)  
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>  
利用できる人 満18歳以上の方  
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。  
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)  
おもな資料 和洋の図書、和雑誌、洋雑誌(年刊誌、モノグラフシリーズの一部)、和洋の新聞、各専門室資料

### サービス時間

開館時間	月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00	即日複写受付	月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00
	<small>※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。</small>	後日複写受付	月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30
資料請求時間	月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00	オンライン複写受付	月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30
	<small>※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。</small>		

■見学のお申込み／国立国会図書館 資料提供部 利用者サービス企画課 03(3581)2331 内線26111

## 関西館

所在地 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
電話番号 0774(98)1200(音声サービス)  
利用案内 0774(98)1212(FAXサービス)  
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>  
利用できる人 満18歳以上の方  
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。  
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)  
おもな資料 和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料(図書、雑誌、新聞)、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

### サービス時間

開館時間	月～土曜日 10:00～18:00	即日複写受付	月～土曜日 10:00～17:00
資料請求時間	月～土曜日 10:00～17:15	後日複写受付	月～土曜日 10:00～17:45
セルフ複写受付	月～土曜日 10:00～17:30	オンライン複写受付	月～土曜日 10:00～17:00

■見学のお申込み／国立国会図書館関西館 総務課 0774(98)1224 [直通]

## 国際子ども図書館

所在地 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49  
電話番号 03(3827)2053  
利用案内 03(3827)2069(音声・FAXサービス)  
ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>  
利用できる人 どなたでも利用できます(ただし第一・第二資料室は満18歳以上の方)。  
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。  
休館日 月曜日、国民の祝日・休日(5月5日こどもの日は開館)、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)  
※第一・第二資料室は、休館日のほか日曜日に休室します。メディアふれあいコーナーと本のミュージアムは、行事等のため休室することがあります。  
おもな資料 国内外の児童図書・児童雑誌、児童書関連資料

### サービス時間

開館時間	火～日曜日 9:30～17:00	<small>※1階子どものへや、世界を知るへやおよび3階メディアふれあいコーナー、本のミュージアムの利用時間は、開館時間と同じく9:30～17:00です。</small>	
第一・第二資料室の利用時間	閲覧時間	火～土曜日 9:30～17:00	資料請求時間 火～土曜日 9:30～16:30
複写サービス時間	即日複写受付	火～日曜日 10:00～16:00	後日複写受付 火～日曜日 10:00～16:30
	複写製品引渡し	火～日曜日 10:30～12:00 13:00～16:30	

■見学のお申込み／国立国会図書館国際子ども図書館 03(3827)2053 [代表]

02 尾尾屋於蝶三世談

江戸時代の怪談咄

今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から

04 インターネット資料の収集に向けて

国等の提供するインターネット資料を収集するための

国立国会図書館法の改正について

12 国立国会図書館を見学してみよう 東京本館編

16 図解 国立国会図書館のしごと

支部図書館制度 行政・司法各部門に置かれた図書館

22 明治・大正時代の新聞の調べ方 図書館で学ぶ 第4回

26 国立国会図書館の書庫 第3回 書庫の環境を整える (1)

28 サービス・業務の改善を目指して 国立国会図書館の活動実績評価

18 館内スコープ

三権分立を超えて…

19 本屋にない本

○『野州麻 道具ががたる麻づくり 「野州麻の生産用具」国指定重要有形民俗文化財指定記念 平成二十年春季企画展』

○『誌上のユートピア 近代日本の絵画と美術雑誌 1889-1915 カタログ』

34 NDL NEWS

○第16回納本制度審議会および第7回納本制度審議会代償金部会

○平成21年度国際子ども図書館連絡会議

○平成21年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会

○法規の制定

37 お知らせ

○講演会「インターネットと文化:チャンスか危機か」

○講演会「パピルスからPDFへ:よみがえるアレクサンドリア図書館」

○国立国会図書館データベースフォーラム

○国際子ども図書館展示会「出発進行!『のりもの』本めぐりへ」関連講演会

○書誌コントロールの将来に関する米国議会図書館ワーキンググループ報告書 (On the Record) の日本語訳を公開

○アジア言語OPACでタイ語図書が検索できるようになりました

○第20回保存フォーラム

○平成21年度科学技術情報研修

○平成21年度アジア情報研修「現代インド情報の調べ方」

○政府職員名簿の利用停止の解除および名簿類の利用の許可制導入について

○新刊案内 国立国会図書館の編集・刊行物

国立国会図書館の蔵書から

おびや おちょうさん ぜものがたり  
**尾尾屋於蝶三世談**

川本 勉



図1 参考資料：『百歌撰』（林屋正蔵作 五雲亭貞秀画 西村屋與八 天保5年刊）〈請求記号 207-836〉（3丁裏）「…晴雨にかかはらず毎日朝四つ時より夕方迄連中かはりかはり出席仕り…」とあり、「元祖大道具大仕掛妖怪はなし」と記された目印の看板が描かれている。

庶民文化の爛熟期にあたる文化（1804-1818）の終わりから、天保の改革（1841-1843）で風俗が厳しく統制されるまでの間、江戸の落語界では怪談咄（噺）が一世を風靡した。その祖となったのが、初代林屋正蔵（1781-1842）である。正蔵は当初、化物咄ぼけものばなしと言っていたが、天保（1830-1844）の中頃には怪談咄という言い方が一般的になった。掲出資料は正蔵の怪談咄を代表する作品（合巻）の一つ。『帯屋於蝶三世談』などの別書名もある。当館には同書名の板本がもう一種〈請求記号 207-854〉があるが、いずれも名古屋の貸本屋大野屋惣八の旧蔵書で、明治32（1899）年5月19日に帝国図書館が書林青山清吉から購入したもの。当館以外に、東京大学総合図書館、三康図書館が同書を所蔵するが、刷り、資料の状態は掲出資料の方がよい。

物語は、延徳（1489-1492）の頃の鎌倉。今出川勝善公いまでがわかつよしの政事を乱すもと、愛妾繪絹あきぬを退けんと忠義に厚い家臣の

かいだんばなし  
**江戸時代の怪談咄**



図2（1丁裏～2丁表）「西両国廣小路定席にて正月二日より年中長物語落はなし披講之図」とあり、高座での林屋正蔵の様子が分かる。「江戸元祖仕掛怪談はなし ひろき」とあるのは、鼻肩筋から正蔵に贈られた幕。「相かはらず大切にばけ物ばなしをおきぎに入れます」というのが話しの始まり。

桂岸之丞は、色仕掛けで繪絹を陥れようとするが、失敗におわり切腹。その20年後、岸之丞の生まれ変わり、遊び人の信濃屋半次郎は、濱田屋の遊女濱崎と関係がありながら、金ほしさに20歳年長の帯屋のお長（20年後の繪絹）と結婚。半次郎はお長を殺し濱崎と逃亡を計るが、お長が恐ろしい怨霊となって2人の前に現れ、濱崎と生まれたばかりの赤子を食い殺してしまう。半次郎は、偶然通りかかった旅僧國本こくほんによって助けられ、改心。國本の進言もあって、二代目桂岸之丞と改名し、お長を殺した罪も許され、今出川公に召し抱えられ、めでたしという結末。

浄瑠璃義太夫節かつらがわれりしのしがらみの『桂川連理柵』（安永5（1776）年初演、14歳の信濃屋の娘お半と40歳の帯屋長右衛門の心中話）の男女を逆転させ、因縁話を加え怪談に仕立てたのがこの『尾尾屋於蝶三世談』で、序に「長右衛門を女にかはらせ藝子の岸野は立役」と記すところから、藝子岸野の亡魂が



図3 (21 丁裏～22 丁表) 怨霊となって、濱田屋にいる半次郎と濱崎の前に現れたお長。半次郎は、「なにちよこぜいな きりぎりきへてしまやあがれ」と言いながら、怨霊に箱枕を投げつけようとしている。

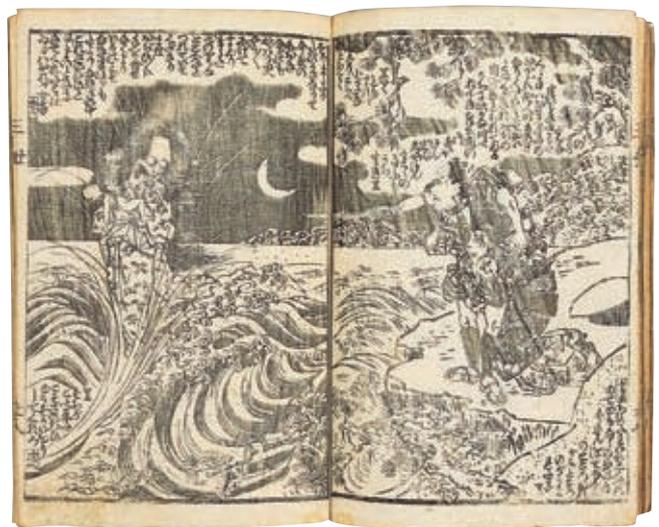


図4 (27 丁裏～28 丁表) 半次郎と濱崎の間に生まれた赤子の左腕を食いちぎったお長の怨霊。半次郎は濱崎を守らんと、刀を抜き怨霊に立ち向かう。

お半に乗り移るといふ『桂川縁仇浪』(文化11年、市村座初演)の影響もうかがえる。

正蔵は、文化3年、初代三笑亭可楽に入門。当初は三笑亭楽我(賀)と称したが、後、可龍、笑三、林屋正三・正蔵と改名。天保6年には剃髪して正蔵坊、林泉を名乗ったが還俗。晩年は鳴物入りの咄を禁じられ、寂しくその生涯を閉じた。茶毘に付された際、棺中に仕掛けられた花火が一斉に火を吹いたという逸話が残っている。

正蔵の演じた落語は分かりやすく、泥臭く、言葉遊びを好み、よどみなくしゃべる立弁(たてべん)を得意とした。文化14年、両国に寄席(林屋の席)を取得、席亭となってから鳴物、仕掛、人形を用いる怪談咄が軌道に乗った。殊に、人形師(いづみめきち)の泉目吉が作った迫真の大人形は、江戸在住および江戸見物の観客を驚嘆させた。「…両がんはかがみをはりたごとく口はみみまでおくばをあらはし…赤子の手あしをぼり

ぼりぼりとした打してくらひる…」(28 丁裏～29 丁表)

という記述からも、大仕掛けの高座の様子が垣間見える。正蔵は絵心があり、狂歌や義太夫を好み、仕掛けの工夫に秀で、『東海道四谷怪談』(鶴屋南北作 文政8(1825)年中村座初演)の仕掛けにも参画するなど、まさに怪談ブームの立役者であった。

掲出資料は、正蔵が板元から買い取り、寄席の景物として配布していた自作の合巻の一つで、人気を博した怪談咄の実態を今日に伝えている興味深い資料といえる。

尾尾屋於蝶三世談 林家正蔵作 歌川國貞画

西村屋與八 文政8年刊 6巻3冊(上、中、下 全30丁)

中編の角書：前世ハ桂岸之丞 現世ハ信濃や半次郎

<請求記号 207-969>

参考文献

●『落語はいかにして形成されたか』延広真治著 平凡社 1986

<請求記号 KD831-182>

## インターネット資料の収集に向けて

### 国等の提供するインターネット資料を収集するための 国立国会図書館法の改正について

国立国会図書館は、納本制度に基づき国内で発行された紙の出版物やCDなどの音楽資料、CD-ROMなどのパッケージ系電子出版物を収集しています。近年、インターネット上で多くの情報が流通するようになり、その保存の必要性が高まっています。この7月に、国・地方公共団体の機関や独立行政法人等の提供するインターネット資料を包括的に収集するため、国立国会図書館法が改正されました。その法改正の経緯と内容についてご紹介します。

#### 1 インターネット上の情報の収集への取り組み

かつては印刷物の形態で流通していた類の情報ですが、インターネットのみで公開されることが増えています。平成13・19年度を比較した総務省情報通信政策研究所の調査<sup>\*1</sup>によれば、インターネット上の流通情報量は約350倍に拡大しています。また、流通情報量のシェア(放送を除く)は、インターネットが2.3%から43.4%に拡大し、印刷・出版は79.4%から40.3%に減少しています。

しかし、インターネット上の情報は、印刷物に比べて更新や消去がなされやすく、失われやすいという問題を抱えています。このため、国立国会図書館では、平成14年4月にウェブサイトを集めて保存する実験プロジェクトを開始しました。その後、平成18年7月にインターネット情報選択的蓄積事業(WARP)として本格事業化し、現在に至っています。WARPでは、国の機関、都道府県、政令指定都市、法定合併協議会およびその構成市町村、独立行政法人や特殊法人等の公的な法人、国公立大学、国際的・文化的イベント等のウェブサイトを対象としており、ウェブサ

イトの管理者の許諾を得られたものを収集・保存して、当館ホームページから閲覧できるようにしています(<http://warp.ndl.go.jp/>)。しかし、WARPは、ウェブサイトの管理主体に個別に許諾を得て収集するものであり、収集サイト数も平成21年3月末現在で約2,600(このほか電子雑誌約1,800タイトル)と、包括的な収集には程遠いのが現状です。

#### 2 法改正までの経緯

平成21年7月2日の衆議院本会議、同3日の参議院本会議において、国立国会図書館法の一部を改正する法律(衆議院議院運営委員長提出、以下「改正法」といいます。)が可決され成立しました。国立国会図書館法(以下、単に「第〇条」とある場合は、国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)の条項等を示します。)に規定される納本制度は、発行された出版物を対象としており、情報内容が電子的または磁気的方法によって作成されていても、なお有体物としての出版物(冊子、CD-ROM等)に限定され

<sup>\*1</sup> 我が国の情報流通量の指標体系と計量手法に関する報告書—情報流通インデックス研究会報告書— 総務省情報通信政策研究所 2009.7 (<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2009/2009-I-07.pdf>)



インターネット上から消失したウェブサイトの例（WARP コレクションから）

左から 防衛省（現・防衛省・自衛隊 <http://www.mod.go.jp/>）、第四回アフリカ開発会議（アフリカ開発会議横浜開催推進委員会）、宇宙開発事業団（現・宇宙航空研究開発機構 <http://www.jaxa.jp/>）、因島市（現・尾道市 <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>）

ています。有体物ではなくインターネット等のネットワークを介して流通する「出版物」を従来の出版物に関する納本制度と同様に当館が網羅的に収集することについては、平成12年にCD-ROM等の電磁的出版物を納本対象に組み入れた際（平成12年法律第37号）にすでに議論されていました。

この問題意識の下で、国立国会図書館長から納本制度審議会に対してなされた諮問「日本国内で発行されたネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて」（平成14年3月1日）に対して、答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」（平成16年12月9日）が館長あてに提出されました\*2。その後、当館は答申が示す内容の制度設計に着手し、広く国民、権利者団体等への意見聴取等を行いました。いわゆる民間のインターネット情報を収集することについては、なお理解を得るに至っていません。このため、答申の一部を成す国・地方公共団体の機関、独立行政法人等のいわゆる政府系のインターネット情報を収集対象とする方向で関係機関の理解を求め、今回の改正が実現するに至りました。収集の対象をインターネット上の民間の「出版物」に拡大することは、今後の検討課題です。なお、諸外国においては、英国、フランス、ドイツ、カナダ、デンマーク、ニュージーランド等で

納本制度に基づくインターネット情報の収集が行われています。

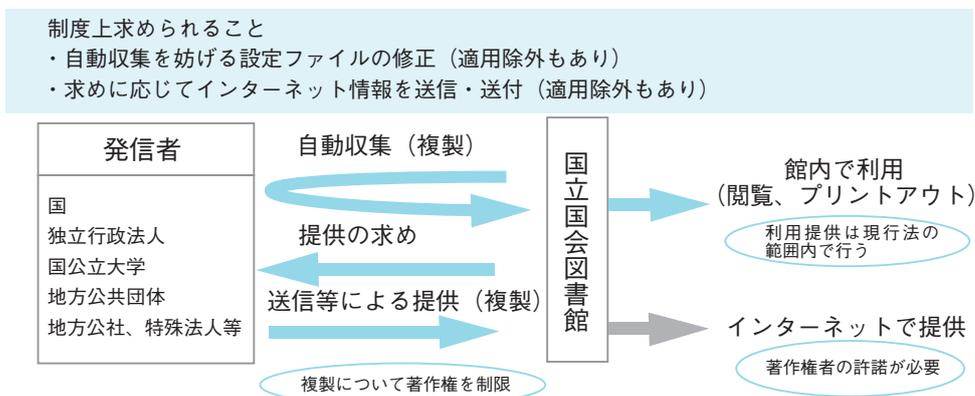
今回の改正は、国等の提供するインターネット情報の収集について、回答申が述べている内容にほぼ沿ったものです。すなわち、収集の目的を「公用に供する」ものとする、収集の対象となる機関および法人は第24条および第24条の2に規定するいわゆる官庁納本の義務を負う機関等と同一とすること、国立国会図書館が一過性の情報を永続的に固定することによる言論の萎縮のおそれはないこと、収集に伴う損失補償は不要であることなどです。なお、回答申が対象とする「ネットワーク系」は、インターネットよりも広い概念ですが、現在の出版物の概念により近いものを対象とするという観点から、今回の改正は、インターネットにより公表された情報を対象としました。

### 3 今後の予定

今後は、平成22年4月の改正法の施行までに、館長が定めるものとされている事項を公示し、収集対象となる機関等に改正法について説明していくとともに、具体的な収集方針を定め、実施に備えることとなります。

\*2 詳しくは当館ホームページ上の「納本制度審議会」のページ参照（[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit\\_council\\_book.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit_council_book.html)）

## 改正法のイメージ



### 解説

#### 国立国会図書館法改正の内容

##### 1 第23条

館長の権限として、図書およびその他の図書館資料の収集手段を掲げている規定であるが、改正法は、第25条の3に規定するインターネット資料の記録を収集方法として加えた。これに関連して、インターネット資料の性格等について、解釈上問題となる点について触れておく。

##### (1) インターネット資料と図書館資料・収集資料

「図書及びその他の図書館資料」（第2条）とは、定義が困難であるが、文字、音、映像またはプログラムを内容とする記録であって、公衆を受け手として作成されたものと考えられる（『国立国会図書館法の一部改正について（解説）』本誌495（2002年6月）号20～23ページ参照）。従来「図書館資料」として扱われてきた内容（文字、音、映像等）が、近年は、有体物を介さずに、インターネットによって大量に流通するようになっており、またインターネット上の情報を当館が法律の規定により

収集することとなると、当館の収集資料としての重要性も増すことになる。こうしたことから、収集された、または収集の対象となるインターネット上の情報を「図書館資料」の一部とすることが適当である。

なお、第21条第1項第1号にいう「図書館資料と同等の内容を有する情報」は、収集された図書館資料（収集資料）との対比を明確にするものであり、収集するのではなく、契約により利用するオンライン・ジャーナル、データベース等の電子情報を指すものである。

##### (2) インターネット資料の利用

第2条の趣旨に従い、国会、行政および司法の各部門の用に供するほか、一般公衆に対しては、第21条第1項第1号により提供される。また、改正法は、インターネット資料の利用に係る著作権の制限をしていないので、権利者の許諾がない限り、収集したインターネット資料を公衆に送信することなどはできない。

## 2 第25条の3

納本制度とは別に、新たな条項を設けたのは、前出の納本制度審議会答申が、インターネット資料は納本制度とは別の制度により収集すべきものとしているためである。

### (1) 第1項

第23条に館長の権限として規定する「記録」の目的、対象および方法を具体的に定める規定である。改正法附則により、この記録の限度で複製権および著作隣接権を制限する著作権法の改正を行っている（著作権法第42条の3第1項の新設）。

#### ①記録

収集の手段には、自動収集（当館の収集用プログラムがインターネット上からインターネット資料を自動的に複製することにより収集する手段をいう。）、作成者からの送信および送付がある。「複製」としないで「記録」としたのは、著作権の制限を必要最小限とするため、複製の態様を限定したものである。

#### ②記録の対象（その1）—公衆に利用可能としたインターネット資料

「利用可能とし」とは、技術的にインターネットに送信するためのサーバにファイルを置く行為、ファイルを作成する行為等を個別に指すものではなく、ある特定の情報をインターネットを通じて提供しようとする発意から実施に至る一連の行為を指す。

したがって、その一部が委託されていたとし

ても、主要な部分について法第24条および第24条の2に規定する者の関与が認められるものは、当該者が「利用可能」としたものと解される。

「公衆に」利用可能とは、不特定の者がインターネットを通じてアクセスできることをいい、一定の認証手続を経なければ閲覧できない情報のうち、不特定の者が申込みをすることにより、資格、所属等に関する審査を経ずに、有償または無償で閲覧する手段を入手できるもの（有償の官報データベース等）を含む。

#### ③記録の対象（その2）—当該者（第24条・第24条の2に規定する者）がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料

国等のサーバから提供されているインターネット資料には、電子掲示板の書込み等、国等が提供しているサービスを利用して国等以外の者が利用可能としているものが含まれる。

これらの電子掲示板等も、全体として国等の情報発信の一部を構成するものであるため、収集の対象として規定した（なお、電子掲示板の書込み等、投稿者の操作により管理者の介入なしに利用可能となるものについては、著作権法（昭和45年法律第48号）、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）等の解釈にかんがみ、投稿者自身が利用可能としたと解される。）。

## (2) 第2項

第25条の3第1項の記録を適切に行うために必要となる、国等が採るべき手段および当該手段を講じる義務の発生しない場合を定める。

### ①必要な手段

対象となるウェブサイトにも自動収集を排除する設定が存在すると、収集に支障が生じるため、当館の収集用プログラムが機能するように設定を追加するか、同プログラムを避ける設定を削除することが必要である。これが「必要な手段」の内容である。

「必要な手段」を法律で規定せずに国立国会図書館の規定により館長が定める（「国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程」（以下「規程」という。）第2条）こととしているのは、インターネット資料の複製のために必要な手段が、インターネット上の技術環境および当館が採用する技術に依存するものであり、技術の変化に対応する必要があるためである。法律で規定しないことにより、収集対象機関等の権利が不当に害されるおそれもあるが、館長が第1項の複製を適切に行うために必要な手段としていることから、義務の内容は限定されていると考えられる。

②必要な手段を講じる義務がない場合—その性質および公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項に規定する目的の達成に支障がない場合

「その（インターネット資料の）性質」とは、インターネット資料自体に属するもので、例えば、一方的

に情報を伝達するもの、入力処理する機能をもつなど双方向的なもの等である。

「公衆に利用可能とされた目的」とは、例えば、公衆（国民、住民等）への広報、公衆からの情報提供の促進、法令により定められた公示、公衆への情報公開、長期間にわたる知的資産の提供等が想定される。

「前項に規定する目的」、すなわち「公用に供する」という目的の達成に支障がない場合は、「館長の定める」ところによる。規程第1条は、次の二つの場合を規定している。

○インターネット資料の性質上、国政審議の補佐という用途に使用されることがほとんど想定されない場合。例えば、インターネット資料自体が、申請、届出等の単なる窓口としての機能しか有しない場合等。

○インターネット資料の性質またはそれを公衆に利用可能とする目的にかんがみ、国立国会図書館自らが収集し、提供しなくとも、必要に応じ国政審議の補佐という用途に供することが可能である場合。例えば、インターネット資料が長期間にわたって継続して提供することを目的とするものであり、消去される予定がない場合等。

## (3) 第3項

第25条の3第1項の記録を特に適切に行うために必要な、国等から当館への提供義務を規定す

る。当該義務が発生しない場合があることは、第2項と同じである。また、改正法附則により、提供に伴う複製について、複製権および著作隣接権を制限する著作権法の改正を行っている（著作権法第42条の3第2項の新設）。

①国立国会図書館への提供を「必要な手段」とは別に規定する理由

第2項に規定する「必要な手段」は館長の定めにより一律に義務とされるのに対して、第3項に規定する「提供」は、館長の求めがあったときに個別に義務が生じる点で異なる。

また、第2項の規定は、館長がインターネット資料の記録を適切に行うために必要な場合を想定しているのに対して、第3項の規定は、館長がインターネット資料の記録を適切に行うため「特に必要がある」場合に適用されるものであり、義務発生を充足する必要性の程度は、第3項の方が高い。第3項の義務履行に当たり著作権等の制限が必要となり得ることも、第2項と異なる点である。

②第1項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるもの

平成22年4月の改正法の施行までに告示等の形式により定めることとなるが、具体的に想定されるものは、例えば、従来図書、雑誌等として出版されていたようなもののうち収集、保存および提供を適切に行うことが技術的に可能なものであり、かつ、国立国会図書館が備える可能な手段を

用いてなお自動収集ができないものである。

なお、第3項に規定する提供の義務がない場合（その性質および公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項に規定する目的の達成に支障がない場合）については、第2項の説明を参照。

### 3 附則（経過措置）

改正法による収集対象は、「第24条及び第24条の2に規定する者が公衆に利用可能としたインターネット資料」であり、この中には、公衆に利用可能とされたが、施行前に削除されたものも含まれると解される。しかし、施行前に削除されたものまで送信等の義務を課すことは、収集対象機関等に過重な負担を強いることになる。このため、施行前に公衆に利用可能とされなくなったものについては、第25条の3第3項の規定を適用しないことを明らかにした。

#### 解説

「国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程」の内容

規程第1条および第2条の内容は、法第25条の3第2項の説明を参照されたい。

規程第3条は、規程以外の形式により館長が定める事項を外部に公示すべき場合として、国等が提供すべき資料（第25条第3項の説明参照）、法第25条第2項に規定する「必要な手段」の技術的基準を規定する。

参照条文（下線部分は、平成22年4月1日施行）

国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）（抄）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二～四（略）

②～⑤（略）

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しな

なければならない。

一～九（略）

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③（略）

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③（略）

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

国立国会図書館によるインターネット資料の記録に関する規程（平成21年国立国会図書館規程第5号）（平成22年4月1日施行）

（収集目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料）

第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の三第二項に規定するその性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、同条第一項の目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料は、次に掲げるものとする。

- 一 当該インターネット資料を公衆に利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの
- 二 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの（インターネット資料の記録を適切に行うために講ずべき手段）

第二条 法第二十五条の三第二項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が講じなければならない手段は、同項のインターネット資料を公衆に利用可能としている電子計算機において、館長の定める基準により、法第二十五条の三第一項の記録を行うために必要な情報を加え、又は同項の記録を妨げる情報を削ることとする。ただし、当該者が当該電子計算機について当該手段を講ずる権限を有しない場合は、この限りでない。

（公示）

第三条 館長は、法第二十五条の三第三項のインターネット資料及び前条の基準を定めたときは、官報により公示するものとする。

（委任）

第四条 この規程に定めるもののほか、インターネット資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（総務部総務課、総務部企画課電子情報企画室）

## 国立国会図書館を見学してみよう

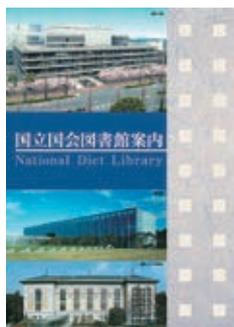
### 東京本館編

国立国会図書館では、施設や機能を広く知っていただく機会として、東京本館、関西館、国際子ども図書館で館内見学を行っています。東京本館では、図書館を利用する際には入ることができない地下8階構造の書庫も含めた館内を1時間半程度で案内しており、昨年1年間で約2,700人の方々が見学に訪れました。見学コースに沿って東京本館をご紹介します。

#### 国立国会図書館とは

国立国会図書館の特徴の一つは、国会のための図書館であることです。国会議員等の依頼により、国内外の論点や課題を幅広く調査し、昨年は約4万6千件の回答を作成しました。また、資料の提供などの図書館サービスも行っています。

国立国会図書館のもう一つの特徴は、日本で唯一の国立図書館として、納本制度などにより収集した蔵書を永く保存していることです。現在3館あわせて約3,600万点の資料を所蔵し、その中には新聞、雑誌、地図、CD-ROM、マイクロフィルムなども含まれています。東京本館では、和洋図書、和雑誌・新聞、一部の外国雑誌、外国新聞、地図、CD-ROMなど約2,413万点を所蔵しています。



見学の際は、国立国会図書館の沿革、組織、機能、蔵書数や年間入館者数などの統計についてまとめたパンフレット「国立国会図書館案内」をお渡ししています。当館ホームページに同様の情報を掲載していますので、ご覧ください。



ここで東京本館の模型を見てみましょう。国立国会図書館の書庫は閉架式をとっており、ほとんどの資料は書庫に収められています。昭和43年に完成した本館の中央にある正方形の部分と、昭和61年に完成した新館の地下1階から地下8階までが書庫になっています。今日は特別に、地下8階の書庫へご案内します。

#### 目録ホールと専門室



書庫に行く前に、目録ホールに行ってみましょう。ここでは、図書館の利用者が資料の検索や利用申込みに使うためのパソコンが並んでいます。資料を受け渡すカウンターのうしろには青いトレイ



(左写真) が並んでいます。このトレイは、後ほど書庫で再び見ることになります。



次に専門室の一つ、科学技術・経済情報室のご案内します。各専門室ではそれぞれのテーマに関する専門的な資料を扱っており、事典などの参考図書が手に取れるようになっています。利用者はそれらを自由に使い、調べものをするができます。専門室のスタッフは利用者の調べもの相談に乗るだけでなく、よく聞かれることをまとめ

た資料（パスファインダー 右写真）などを作成し、利用者が適切な資料にたどり着くための手助けをしています（レファレンス・サービス）。このように国立国会図書館は、みなさんの知的活動をサポートするため、さまざまなサービスを提供しているのです。



## 新館の書庫

いよいよ地下の書庫です。地下に書庫を置くメリットは、地震の揺れや外気の影響が少ないことです。書庫内はカビや虫害を防ぐため、年間を通じて温度 22℃、湿度 55% 前後に保たれています。また万が一火災が起きた場合は、水ではなくガスで消火する仕組みがとられています。

資料はどのように書庫からカウンターへ届くのでしょうか。ここで再び目にするのが、先ほど目録ホールで見た青いトレイです。申込みがあった資料を書庫内のスタッフが取り出し、トレイに入れます。トレイはベルトコンベアで利用者の待つ地上のカウンターへ送られます。



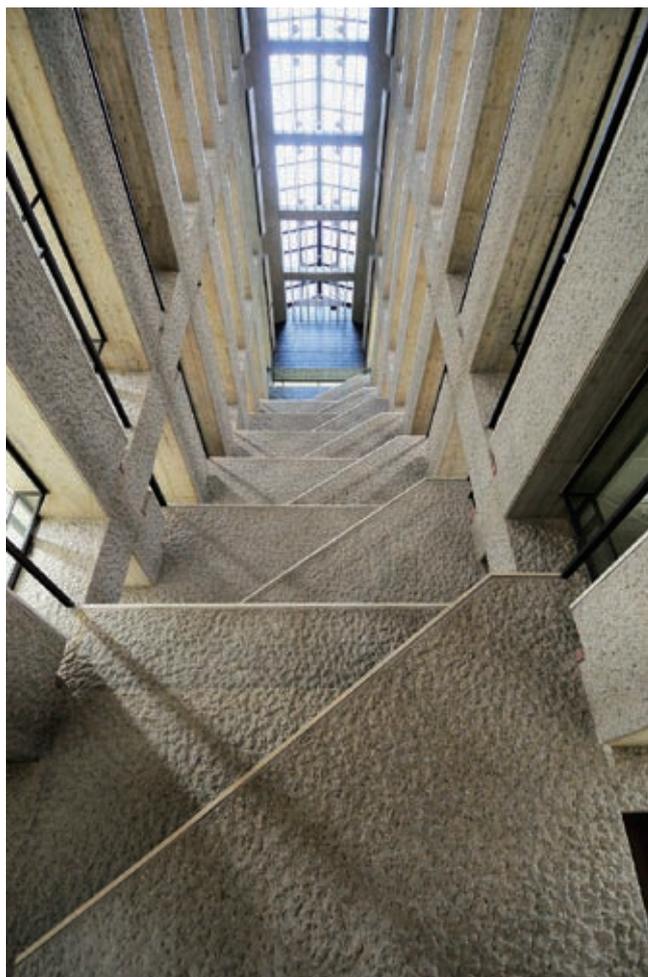
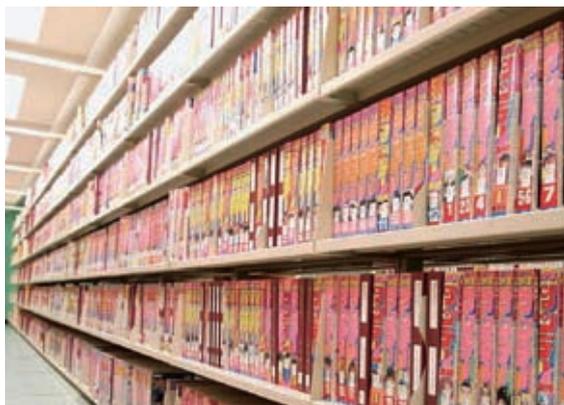
ついに書庫の地下8階に着きました。光庭へ出てみましょう。光庭は吹き抜けになっており、天窓から外の光が降り注ぎます。地下1階から地下8階までの約30メートルの深さを体感できます。

歩き疲れた頃に、マンガ雑誌の見慣れた背表紙がたくさん目に飛び込んできます。『週刊ジャンプ』『週刊サンデー』『週刊マガジン』『なかよし』などの多くのマンガ雑誌が創刊号から棚に並んでいます。ただし、ここにご案内するのは、みなさんがマンガを楽しむためではありません。マンガ雑誌も国立国会図書館の納本制度により収集・保存されていることをお伝えするためです。

マンガ雑誌は、紙が弱いため劣化と破損が深刻です。和紙で破れた箇所を補修したものもありま



す(左写真)。このように、資料が破損した場合は修復して提供しています。



最近では、マンガが日本を代表する文化の一つと認識されるようになりました。100年後の利用者は、現在の出版物にどのような価値を見出すでしょうか。

国立国会図書館の蔵書が未来の世代に引き継がれていくことをお伝えしたところで、見学コースは終わりです。

## おまけ

最後に、見学ではお見せしていない、国立国会図書館の特色ある蔵書をご紹介します。



①



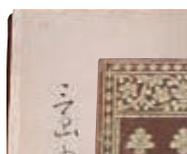
②



③



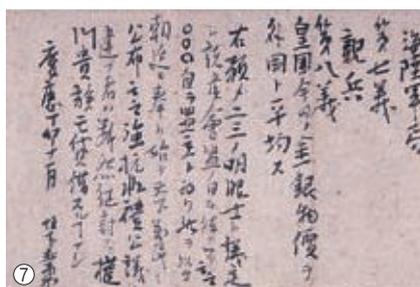
④



⑤



⑥



⑦



⑧

- ① 国立国会図書館所蔵の中で一番大きい本。高さが103センチ。1820～1830年代に刊行されたものの複製。John James Audubon. The Birds of America. <請求記号 YP19-285(1)>
- ② 戦前・戦中の発禁本もあります。検閲を逃れるためか、表紙は民謡集でも中身はプロレタリア文学。『最新流行歌民謡集』(1933-1934刊) <請求記号 特 501-708> (CD-ROMでのご利用となります)
- ③ 明治時代のちりめん本。しわが寄るように加工した紙に印刷されています。The Children's Japan (T.Hasegawa1892) <請求記号 YDM107395> (マイクロフィッシュでのご利用となります)
- ④ 明治時代の官僚の給料の一覧。『官員録』(須原屋茂兵衛刊 [1870]) <請求記号 YD5-H-14.1-3> (マイクロフィッシュでのご利用となります)
- ⑤ 三島由紀夫の直筆のサイン。『金閣寺』(新潮社刊 1956) <請求記号 913.6-M525k8-(s)>
- ⑥ 議会や法律に関するコレクションは国内最大規模。17～18世紀のフランスの官報。Gazette. 1631-1761 (Gazette de France 1762-1791) <いずれも請求記号 CF2-2-1>
- ⑦ 近代以降の日本政治史に登場する政治家、官僚などの手紙や日記もあります。坂本龍馬が作成した新政府の構想。新政府綱領八策(慶応3年11月) <請求記号 石田英吉関係文書 1> (複製またはデジタル画像でのご利用となります)
- ⑧ 米国陸軍地図局が作成した地図。Nihombashi (Army Map Service 1946.6) <請求記号 YG717-118>

## 見学のご案内

東京本館では、今回ご紹介した一般向けコースのほか、高校生・中学生向けの職場見学、英語によるガイドツアーがあります。いずれも事前の予約が必要です(一般向けコースの場合は希望日の1か月前まで)。詳しくは国立国会図書館ホームページの「東京本館の参観(見学)について」をご覧ください。実際の見学では、ビデオ「国立国会図書館」の上映や、ホームページのコンテンツ紹介も行います。

○ URL <http://www.ndl.go.jp/jp/service/tokyo/visit.html>

国立国会図書館ホームページ 東京本館>東京本館の参観(見学)について

(総務部総務課)

# 支部図書館制度

行政・司法各部門に置かれた図書館

## 中央館（国立国会図書館）



「支部図書館」に対して、国立国会図書館を「中央館」と呼んでいます。中央館は、図書館サービスの提供、各種研修・会議の開催等により、支部図書館の業務を支援し、ネットワーク全体のための様々な活動を行っています。

### 中央館・支部図書館総合システム



中央館や支部図書館からの案内・広報を掲載しています。また、各支部図書館の目録を検索することができます。

このシステムは、霞が関WANを用いた支部図書館利用者専用のシステムです。

### 国の諸機関の出版物の納本

国の諸機関の出版物は、支部図書館を通じて納入されます。支部図書館制度が、納本制度の重要な一翼を担っているのです。

毎週、各支部図書館を回り、資料を受け入れています。

出版物は5～30部納入され、図書館資料として国会その他一般利用者に提供されるほか、外国政府出版物との交換等にも用いられます。

### 出版物の交換

各行政府省庁等の出版物を各支部図書館へ配送するために、出版物はいったん中央館に集められ、中央館から各支部図書館へ配送されます。

### 図書館サービス

支部図書館を通じて、各行政府省庁等の職員に対し、中央館の資料の貸出・複写、レファレンス等を行っています。

### 研修や会議の開催

支部図書館職員に対し、新規配属職員研修、司書業務研修、特別研修等を行い、業務を支援しています。

また、協議会、館長懇談会等を開催し、中央館・支部図書館の連携協力を図っています。

## 支部図書館制度のはじまり

昭和22（1947）年末、国立国会図書館の設立を検討するにあたり、衆・参両議院議長の要請により、米国図書館使節としてヴァーナー・クラブ（米国議会図書館副館長）およびチャールズ・ブラウン（米国図書館協会東洋部委員長）の両氏が来日しました。彼らは、国立国会図書館を中核として政府図書館の一大協力組織を確立することを覚書として提示し、衆・参両議院の図書館運営委員会での議論を経て、昭和23（1948）年、支部図書館制度が創設されました。昭和23年8月の創設当初の支部図書館は18館でした。

## 支部図書館の職員は

支部図書館の職員は、当該行政機関および裁判所の職員です。平成20年度末現在の職員数は192名（支部図書館長を含む）です。各支部図書館の館長は、国立国会図書館長が任命しています。また、中央館と支部図書館との連携協力を密にするために、支部図書館職員から各館1名が国立国会図書館司書に兼ねて任命されています（兼任司書といいます）。

国立国会図書館は、国会および国民に対して、また、行政・司法各部門に対して図書館サービスを提供しています。そのために、行政府省庁および最高裁判所には国立国会図書館の支部図書館が設置されています。これらの図書館は、図書館業務における連携・協力を通じて、立法・行政・司法にまたがる図書館ネットワークを構築しています。今回は、世界に類をみないユニークなしくみである支部図書館制度についてご説明します。

国立国会図書館のしごとを図やチャートを使って説明します。便利なサービスや、読者のみなさんからは見えない図書館の裏側などを紹介していきます。

## 支部図書館



現在、26館の支部図書館があり、次の機関に設置されています。

会計検査院、人事院、内閣法制局、内閣府、日本学術会議、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、総務省(統計)、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、最高裁判所



東京本館から霞が関を望む

各行政省庁、裁判所の職員は、所属機関の支部図書館を通じて、他機関の支部図書館も利用できます。

### ■ 官庁資料へのアクセス

各支部図書館を通じて、国の諸機関の資料が中央館に納入され、一般に流通していない官庁資料も図書館資料として利用できるようになります。

最近では、ホームページ上で公開され、紙媒体では刊行されない資料もあります。さらに、「灰色文献」といわれる、一般に流通しておらず入手が困難な資料もあります。このような資料の収集は緊急の課題です。

### ■ もっと深く知るために

・『国立国会図書館三十年史』本編・資料編（国立国会図書館

1979-1980）〈請求記号 UL214-7〉

- ・『国立国会図書館五十年史』（国立国会図書館 1999）〈請求記号 UL214-G9〉
- ・「国立国会図書館の行政・司法各部門図書館ネットワーク—支部図書館制度について—」本誌第545号 2006.8、pp.1-8
- ・「『ごぞんじですか？支部図書館制度—立法・行政・司法の三権にわたる図書館ネットワークの概要』『専門図書館』No.231、2008.9、pp.51-85 〈請求記号 Z21-3〉
- ・『びぶろす』（行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌）（<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/index.html>）

（総務部支部図書館・協力課）

## 三権分立を超えて…

立法府の一機関である国立国会図書館が、行政および司法の各部門にサービスを提供していることをご存じですか。

この制度を、支部図書館制度といいます。

各行政府省庁には、例えば内閣府図書館、総務省図書館など、それぞれに図書館が設置されています。これらの図書館は、所属府省庁の図書館としての機能以外に、国立国会図書館の支部図書館としての機能ももっています。

例えば、以前私が勤務していた文部科学省の図書館では、文部科学行政に関する資料の収集に努め、各種サービスを行っていますが、蔵書数が8万冊程度と少ないため、職員に必要な資料を十分に提供できないことがあります。そのような際に、支部図書館であるこの図書館を通じて、当館や他の支部図書館に資料の利用申込をしたり情報提供を求めたりすることができるのです。また、文部科学省図書館では、省内各部署に定期的に通知を出して、省内刊行物の把握に努め、それらが刊行される都度必要部数を国立国会図書館に納めて（納本して）います。これも当館の支部図書館としての大事な機能の一つとなっています。

さて、支部図書館・協力課では、6名の職員が支部図書館の担当となっており、分館を含む32の支部図書館に対して、利用案内、利用



申込やレファレンス・サービスの申込窓口、各種会議や研修会の開催、霞が関WAN（行政府省庁間の専用ネットワーク）上での総合目録データベースシステムおよび情報交換のための掲示板システムの提供、季刊の連絡情報誌『びぶろす』（<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/index.html>）の刊行などを行っています。また、各省庁を週に1回自動車で巡り、納本資料や支部図書館同士の寄贈交換資料の収集、再配布等を行っています（写真）。

支部図書館制度は、世界に例を見ない制度です。私たちは、この制度のもと、各支部図書館と連携し、行政府省庁の職員へよりよいサービスを行うべく、今後も一層努力をしていきたいと考えています。

（総務部支部図書館・協力課 <sup>あき</sup>蛙喜）

※本誌16～17ページに「図解 国立国会図書館のしごと 支部図書館制度」を掲載しています。

# 本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

## 野州麻 道具がかたる麻づくり 「野州麻の生産用具」国指定重要有形民俗文化財指定記念 平成二十年春季企画展

栃木県立博物館編・刊

〒320-0865 宇都宮市睦町2-2

2008.3 72頁 A4

<請求記号 DL641-J1>

木綿が普及する以前、多くの人が身に纏っていたのは麻でした。麻は、明治時代までは身近な繊維だったのです。

麻作りの光景は、今では目にすることも少なくなりました。かつては全国各地で生産されていた麻も戦後になると需要が減少し、ほとんどの地域で生産は途絶えました。そのなかで、現在も麻の生産が行われている数少ない地域の一つに栃木県の足尾山地東南麓があります。現在、栃木県は、麻の栽培面積で全国の89%を占める日本一の麻の生産地で、ここで生産される良質の麻は「野州麻」の銘柄で全国に出荷されています。

野州麻の品質の高さは江戸時代から知られ、色や光沢、しなやかさなどが評価されて、下駄の鼻緒の芯縄として江戸の需要を一手に担ったほどです。そのほかにも、九十九里浜の鰯漁で使われる魚網、釣り糸、罌糸、馬の手綱、相撲の横綱、衣類、蚊帳、山車の引き綱、太鼓や鼓の調緒など様々に加工されました。野州麻は、地域の重要な産業であっただけでなく、日本の伝統的な麻の文化を支えてきました。

その野州麻の栽培と麻繊維の生産に関する用具が、平成20年3月に国の重要有形民俗文化財に指

定されました。タイマハシュキ（大麻播種器）、アサキリボウチョウ（麻切り包丁）、オブネ（麻槽）など一連の生産工程で使われる用具類361点で、栃木県立博物館が約10年間にわたって体系的な収集に努めてきたも



のです。江戸時代以来の麻の栽培と生産の変遷を示す重要な資料群である点が指定の理由です。これを記念して開催された企画展「野州麻—道具がかたる麻づくり—」の展示図録である本書では、これらの麻作りの用具類が紹介されています。

表紙の写真は、湯かけの様子です。収穫した麻をその日のうちに熱湯につけるこの作業は、黄金色に輝く麻を作る上で極めて重要です。テッポウオケ（鉄砲桶）の中に立たせたテッポウガマ（鉄砲釜）からたなびく煙と炎はこの地方の夏の風物詩だったそうです。この湯かけを含め、麻作りには10以上の工程があり、各工程で実に様々な用具が使用されます。図録の「第Ⅱ部 野州麻の生産用具」には、用具の写真と使用時の様子の写真、使用方法についての解説が掲載されています。

「第Ⅲ部 指定に向けての取組」では、重要有形民俗文化財の指定に至るまでの栃木県立博物館とボランティアの活動が紹介されます。記録の簡潔さと

は対照的に、収集・調査活動の困難さが伝わってきます。なかでも、今後の課題の一つとして挙げられた麻作りの衣類（仕事着）の収集に関する次の言葉が印象的です。「博物館にとって、衣類は収集するのが最も困難な資料の一つです。それというのも、かつて衣類はすりきれるまで着用し、最後は雑巾やオシメとなって布としての役割を終えたからです。」ごくありふれた日用品を資料として系統立てて残すことがいかに難しいかをよく語っています。

※ 文章中の麻（アサ）は、大麻を指します。

おおにしけいこ  
(大西啓子)

## 誌上のユートピア

### 近代日本の絵画と美術雑誌 1889-1915 カタログ

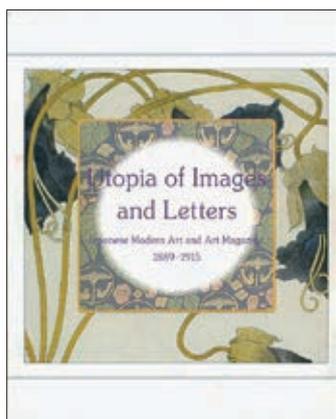
神奈川県立近代美術館編 美術館連絡協議会刊  
〒240-0111 神奈川県三浦郡葉山町一色2208-1  
2008 358頁 22×17.5cm <請求記号 KC16-J132>

流れる曲線、大胆な構図、独特な雰囲気漂う世紀末芸術。世紀末の欧州で花開いたこの新しい芸術は、国内外で発行される印刷物を通して、どのような影響を日本の芸術家たちに与えたのでしょうか。

本書は、神奈川県立近代美術館葉山をはじめ、うらわ美術館、愛知県美術館で2008年1月から半年にわたり開催された巡回展\*の図録です。展覧会では、印刷技術の発展を背景に19世紀末に次々と発行された主要な美術雑誌を紹介し、その価値を再評価するとともに、同時代の絵画との相互関係に着目しています。6章から成るカタログ部分と、主要な作家の解説、関連年表、参考文献一覧で構成されており、研究書としても足りる一冊となっています。豊富なカラー図版は、愛書家の目も楽しませてくれるでしょう。

導入部のI章では、欧州の世紀末芸術を代表する雑誌『パン (PAN)』、『ユーゲント (Jugend)』など多数を紹介しています。絵画・彫刻を忠実に再現する写真製版による図版や版画を掲載し、装飾意匠を施して美術作品のようにした雑誌作りは、美術文芸雑誌『明星』、『方寸』のように、日本にも影響を与えました。つづくII章では、欧州の芸術に影響された洋画団体の白馬会メンバー（黒田清輝

(1866-1924)、藤島武二(1867-1943)などの絵画、ポスター、絵葉書などの作品を紹介しています。Ⅲ章では、同じく欧州の図案に影響されて図案家として京都で活躍した洋画家の浅井忠



(1856-1907)の作品を掲載しています。この章では、浅井とともに出版元の芸艸堂で活躍し、琳派の近代化を目指した日本画家の神坂雪佳(1866-1942)の作品も掲載し、浅井と神坂が欧州様式をいかに受け入れたか、その違いを解説しています。

Ⅳ章では、印刷物を通じて西洋の美術や文学に接し憧れをいだいた石井伯亭(1882-1958)らが、自らの手で文章や版画を手がけ、体裁も欧州の雑誌に似せて発行した美術文芸誌『方寸』をとりあげ、彼らの版画や絵画、それに寄稿者の北原白秋(1885-1942)などの作品を紹介し、創作版画や美術家と文芸家の交流についても言及しています。一方、Ⅴ章では、英語版も刊行され日本美術の価値を国内外へ広めることに貢献した日本・東洋美術の専門誌『国華』をはじめとして、西洋文明の流入に対して日本の伝統芸術を再評価した作品に注目し、またそれが変容していく様子も紹介しています。

最終章のⅤ章では、大正期の雑誌や絵画・木版画などを解説します。個性の解放を目指した文芸雑誌

『白樺』が志賀直哉などの学習院に通う若者たちから発行され、権威にとらわれない美術の情報源として同時代の青年に強い影響を与えたといえます。また、版画同人誌『月映』に掲載されているような内面的で神秘的な創作版画もこの頃に作成され、萬鉄五郎(1885-1927)のような同時代の画家の作例に見出す抽象表現と互いに響きあっていたそうです。

時代の転換期に繰り広げられた芸術家たちの試みと成果の過程を、本書を広げて確かめてみませんか。

うえだちか  
(上田知佳)

\*この展示会は次の日程で開催されました。

神奈川県立近代美術館 葉山  
2008年1月26日～3月9日  
うらわ美術館  
2008年4月26日～6月8日  
愛知県美術館  
2008年6月14日～7月27日

# 明治・大正時代の新聞の調べ方

## 図書館で学ぶ 第4回

調べものに役立つ情報や資料の活用法など、国立国会図書館ならではの知識を紹介します。

国立国会図書館では、約418万点の新聞を所蔵しています（平成21年3月末現在）。国内の新聞は、納本制度に基づき幅広く収集しているほか、東京書籍館、帝国図書館から引き継がれる明治期以降の新聞を所蔵しています。また、外国の新聞は、1国につき最低1紙を収集するよう努めています。

今回は、明治・大正時代の新聞を調べてみましょう。

今から100年前、明治42（1909）年8月20日の新聞にはどのような記事があったか？

### 方法①実物を調べる

明治42年に刊行されていた主要な新聞を閲覧してみましょう。新聞により編集方針に違いがあり、紙面が大きく異なることにご注目ください。

全国の図書館等の新聞の所蔵については、当館で作成している「全国新聞総合目録データベース」(<http://sinbun.ndl.go.jp/>)で検索することができます。

当館の新聞資料室（東京本館新館4階）で閲覧する場合は、復刻版やマイクロフィルムがある資料は、資料保存のため原紙の利用をご遠慮いただいております。

### ○『日本』

日本新聞社発行。政治的な記事が多い新聞です。復刻版（ゆまに書房刊 1988-1991）＜請求記号 Z99-786＞（明治39年まで）またはマイクロフィルム＜請求記号 YB-140＞がご利用になれます。

この日に掲載されている記事には、「政友會の

通牒」（同会が、同会十年記念会の開催に関して告知した記事）などがあります。



『日本』明治42（1909）年8月20日

### ○『万朝報』

万朝報社発行。ゴシップ記事が多い新聞です。復刻版（日本図書センター刊 1983-1993）＜請求記号 Z99-649＞またはマイクロフィルム＜請求記号 YB-142＞がご利用になれます。

この日に掲載されている記事には、「彦多樓の化物別荘」（大磯にある、幽霊が出るという別荘の記事）などがあります。



『万朝報』明治42（1909）年8月20日

### ○『中外商業新報』

商況社発行。経済専門紙です。復刻版（柏書房刊 2002-）＜請求記号 Z99-649＞またはマイクロフィルム＜請求記号 YB-14＞がご利用になれます。



『中外商業新報』明治42(1909)年8月20日

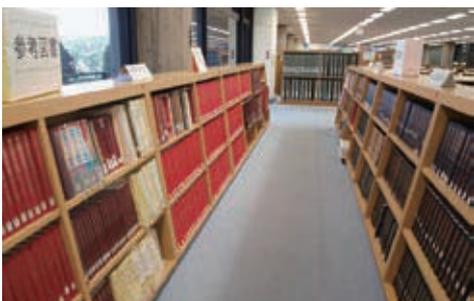
この日に掲載されている記事には、「商業登記公告」(銀行や株式会社などの登記事項を掲載)などがあります。

この日の新聞の主要な記事は、「渋沢栄一を筆頭とした渡米実業団の出発」でした。



新聞のマイクロフィルムを閲覧する

#### 方法②参考図書を調べる



新聞資料室の参考図書コーナー

新聞記事を集めた参考図書で調べることもできます。多くの参考図書では記事の要約を掲載しており、実際の記事とは異なる場合がありますのでご注意ください。

- 『新聞集成明治編年史』(明治編年史編纂会編 財政経済学会刊 1934-1936 全15巻)

「渋沢男を筆頭に渡米実業団の發程」(『中外商業新報』の記事)が掲載されています。

- 『明治ニュース事典』(明治ニュース事典編纂委員会、毎日コミュニケーションズ出版部編 毎日コミュニケーションズ刊 1983-1986 全8巻・総索引)

「渋沢栄一 渡米実業団の代表として出発」(上記と同じ『中外商業新報』の記事)が掲載されています。

このほか、『近代日本総合年表 第4版』(岩波書店)などでも調べられます。

#### 方法③新聞記事データベース、インターネットで調べる

- ヨミダス歴史館

読売新聞の明治7(1874)年の創刊号から最新号までの記事をキーワードや日付で検索し閲覧できるオンライン・データベースです。「明治42年8月20日」と日付を指定して検索すると、その日の新聞の記事見出しの一覧が出ます。新聞の紙面を画像で見することもできます。検索でヒットした記事見出しから「渡米実業家の出発」を選択すると、新橋停車場における渡米実業団見送りの光景の写真を見ることができます。



ヨミダス歴史館画面(明治42年8月20日の紙面)

なお「渡米実業家 渋沢」とキーワードを入力して検索すると、7月23日付けの記事で、7月22日に、渡米実業団の委員長として渋沢栄一男爵が決定したことがわかります。

このほか、次のようなデータベースがあります。

○毎日 News パック

毎日新聞の創刊号（1872年2月21日）から最新号までの記事を収録。創刊号から1959年までは、重大な事件を報じた紙面をPDFで閲覧できます。

○神戸大学附属図書館新聞記事文庫

(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/>)

神戸大学経済経営研究所によって作成された明治末から昭和45年までの新聞切抜資料「新聞切抜文庫」を収録するデータベースです。新聞名、見出し、日付などから検索できます。

ヨミダス歴史館、毎日 News パックを利用するためには契約が必要ですが、当館では東京本館および関西館でご利用になれます。公共図書館等で利用できる場合もありますので、お近くの図書館等にお問い合わせください。



新聞のデータベースを閲覧する

明治・大正時代の新聞の連載（小説・論説）  
について調べるには？

方法①作品名から調べる  
夏目漱石「夢十夜」の掲載紙と連載開始年月は？

文学事典で、文学作品がどのように発表されたかを調べることができます。『日本文学大年表 増補版』（市古貞次編 おうふう刊 1995.4）の作品名索引で「夢十夜」を調べると、明治41年7月から『東京朝日新聞』に掲載されたことがわかります。

方法②連載の日付から調べる  
明治41年に連載していた新聞小説は？

『新聞小説史年表 新装版』（高木健夫編国書刊行会 1996.1）では、新聞の連載小説を日付順に調べることができます。

「明治41年」のページをみると、「夢十夜」のほか、同年9月1日～12月29日に夏目漱石の「三四郎」（『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』）、同年11月1日～12月31日に石川啄木の「鳥影」（『東京毎日新聞』）が連載されていたことがわかります。

方法③掲載紙から調べる  
『東京日日新聞』と『大阪毎日新聞』に掲載された連載小説は？

掲載紙の索引や、その新聞社の社史で、どのような連載小説があったかを調べることができます。『東京日日新聞』と『大阪毎日新聞』を発行した毎日新聞社の社史『「毎日」の3世紀 新聞が見つめた激流130年 別巻』（毎日新聞社刊 2002.2）に、「連載小説」の項目があります。例えば、大正7年5月1日～5月22日の夕刊に、芥川龍之介の「地獄変」が連載されていたことがわかります。

このほか、次のような資料があります。

- ・『朝日新聞社史 資料編』（朝日新聞社刊 1995.7）
- ・『読売新聞文芸欄細目 上巻・下巻』（紅野敏郎著 日外アソシエーツ刊 1986.7）
- ・『明治中期読売新聞文芸関係記事目録』（平田由美〔編〕 京都大学人文科学研究所刊 1989.10）
- ・『都新聞 別冊（明治期記事・人物索引）』（柏書房刊 1994-）
- ・『時事新報目録 文芸篇 大正期』（池内輝雄編著 八木書店刊 2004.12）

方法④-1 著者から調べる  
 泉鏡花が執筆した新聞小説にはどのようなものがある？

作家の全集や関連資料、文学事典などで調べます。  
 『明治・大正・昭和作家研究大事典』（作家研究大事

典編纂会編 桜楓社刊 1992.9）では、泉鏡花の執筆した新聞連載小説として、「婦系図」（『やまと新聞』）などが紹介されています。

方法④-2 著者から調べる  
 福沢諭吉が執筆した新聞の社説が読みたい

福沢諭吉や陸羯南など、新聞の主幹で著名な人物による社説は、その人物の著作全集に収録されています。新聞『時事新報』に掲載された福沢諭吉が執筆した論文は、『福沢諭吉全集 第16巻』（岩波書店）に掲載されています。

『参考書誌研究』第71号（10月刊行予定）において、リサーチ・ナビ等を活用した新聞の調べ方について記事を掲載する予定です。こちらをご覧ください。

（主題情報部新聞課）

### 30分でわかる 調べ方ガイダンス

東京本館では、2週間に1回「30分でわかる 調べ方ガイダンス」を開催しています。日頃レファレンス業務に携わる職員が、データベースや資料の紹介をしながら調べ方のノウハウを説明するものです。



平成21年9月までは、科学技術・経済、人文、新聞の各分野をテーマとして、隔週金曜日の午前10時から開催しています。参加は無料です。どうぞお気軽にご参加ください。



各回の会場および内容、10月以降の開催スケジュール、ガイダンスの資料（平成20年度分）は、国立国会図書館ホームページ＞東京本館＞専門室・閲覧室案内＞調べ方ガイダンス（[http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/reserch\\_guidance.html](http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/reserch_guidance.html)）に掲載しています。

今回は法令・議会・官庁資料の探し方を紹介します。

## 第3回 書庫の環境を整える (1)

図書館資料の長期的な保存を考える上で、資料を保管する書庫の環境を整えるということは非常に重要かつ効果的な対策です。

国立国会図書館では、資料の劣化を防止するため、書庫の環境を整えるさまざまな工夫をしています。今回は、資料の長期保存のための工夫を書庫の設備面からご紹介します。

### ■書庫の空調

温湿度の管理は図書館資料の長期保存のための大事な条件の一つです。図書館資料にはさまざまな素材のものが含まれていますが、あらゆる種類の資料に適した特定の温湿度というものは存在しません。国際図書館連盟(IFLA)が1986年に刊行した『IFLA資料保存の原則』では、資料の物理的な変化や書庫と閲覧室の温度変化の抑制、閲覧者や書庫作業員の快適さ等諸条件を考慮した数値として、一般的には書庫内温度は16～21℃、相対湿度は40～60%が望ましいとされています。その後1998年に刊行された『IFLA図書館資料の予防的保存の原則』では、温湿度とも高すぎず、低すぎない安定した状態がよいとして、具体的な数字は記載せず、地域の気候条件を勘案しながら温湿度の変動を抑える工夫の必要性について述べています。

当館では、こういったガイドラインを参考にしながら所蔵資料の多くを占める紙資料に適した温湿度の維持を目指し、かつ省エネルギーや現実的な管理のしやすさにも配慮して、書庫内は、温度22℃、湿度55%前後になるよう自動空調設備により管理しています。

また、書庫内に送風する空気は、空調用フィルター、電気集塵機、帯電微粒子中性装置などにより空気中に浮遊する塵や埃ちりほこりを除去し、空気環境を清浄化しています。

マイクロフィルムを長期にわたり保存するためには、紙よりも低い温湿度下での管理が必要であるため、独立した空調設備がある専用の保管庫(写真1)を設置しています。保管庫内は温度18℃、相対湿度25%前後と一般の書庫エリアよりも低い温湿度に制御されています。



写真1 マイクロ保存庫の入口および内部

### 自動空調設備

書庫内の各フロアには温湿度センサーが設置されています。このセンサーからの情報が制御装置に伝えられることにより、自動的に冷風または温風を書庫内に送風しています。送風には書庫内の空気を再利用しており、書庫外に置かれた空調機で冷水または温水により温度調節した空気を書庫に戻すことで、温度を一定に保つようになっています。湿度の調節は、書庫内の空気を空調機に取り込んで空気を冷やし結露を発生させて除湿、ボイラーにより蒸気を発生させて加湿します。

- 写真2 温湿度センサー (東京本館・新館書庫)
- 写真3 自動制御装置 (東京本館・本館機械室)
- 写真4 空調設備 (東京本館・新館機械室)
- 写真5 送風口 (東京本館・本館書庫)
- 写真6 送風口 (東京本館・新館書庫)



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6

## ■書庫の消火設備

火災はもちろん、火災時の消火に使用する水も図書館資料にとっては大敵です。また、水による消火は、図書館資料に甚大な被害を与えるだけでなく、鎮火後の復旧にも多大な時間と労力を要します。消火とその後の復旧も考慮し、当館では、万一の書庫内火災に備えて、スプリンクラーなど水を使用する消火設備ではなく、ガス消火設備(写真7)を設置しています。



写真7 関西館・消火ボンベ室

## ■照明

光はエネルギーであり、物質を変化させる力をもっています。光に当たり続けていると、脱色や変色、もろくなるといった現象が起こり、資料が傷んでしまうため、できるかぎり、光に当てないで保管することが必要です。東京本館の新館書庫や関西館には、人の動きを感知するセンサーが設置され、自動的に照明が点灯・消灯する工夫がなされています(写真8)。職員も書庫内のこまめな消灯を心がけています。また、書庫内の照明に対しては、低紫外線タイプの蛍光灯の導入を計画的に進めています。



写真8 東京本館・新館書庫

## ■書庫の出入

書庫への人の出入りを管理することも資料保存には有効な対策です。

書庫内の環境を一定に保ち、さらに資料の紛失を防止するため、書庫管理や資料管理担当者など、許可された人以外は書庫に立ち入りできません。これは、職員についても同様です。関西館と国際子ども図書館は、書庫への出入口に電子錠が設置され、ICカードを使用して書庫立入りを管理しています(写真9)。東京本館は、現在、出入口の管理を職員が行っていますが、平成22年度には書庫入退室管理設備が導入・設置される予定です。



写真9 関西館

書庫がある地下階につながるエレベーター。鍵を使用して地下階に行きます。鍵を使用しないと、行き先ボタンを押すことができません。(東京本館・新館エレベーター)



### 参考資料

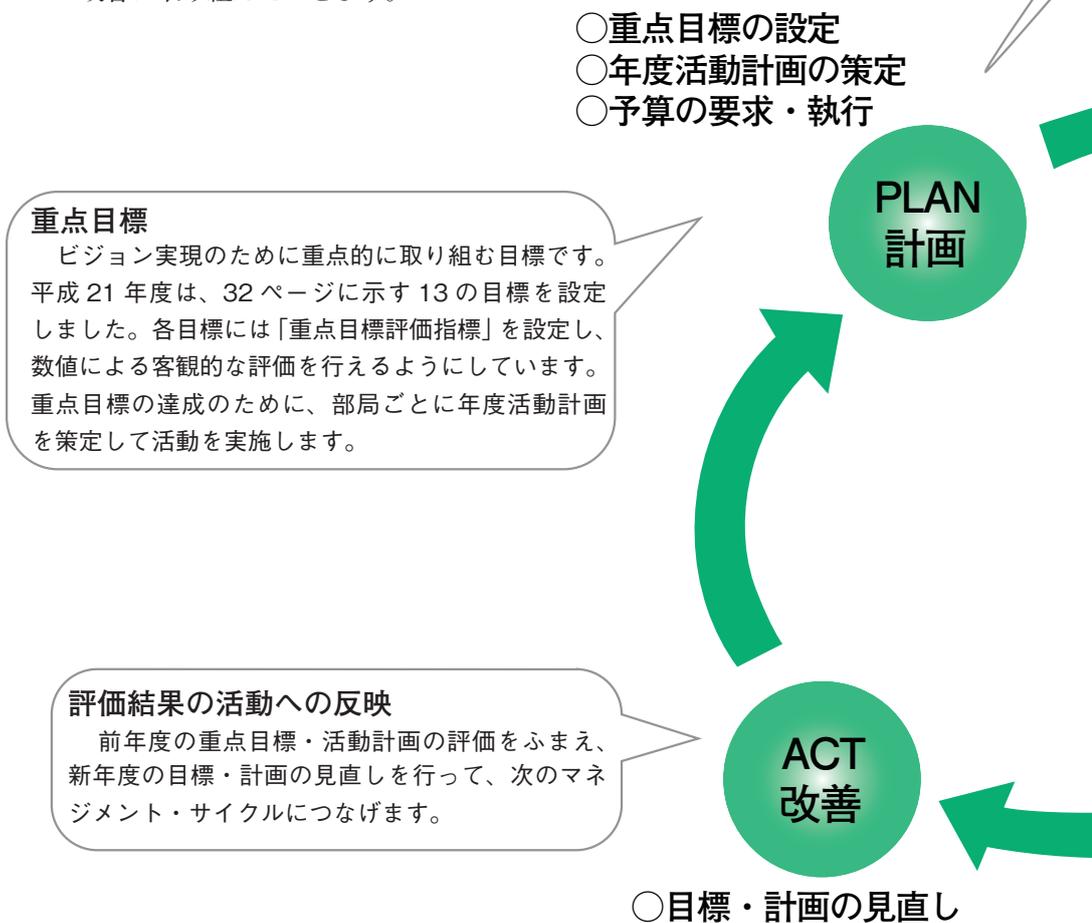
- 『IFLA資料保存の原則』 ジャンヌ=マリー・デュロー、デビッド・クレメンツ著 資料保存研究会訳・編 日本図書館協会 1987.8 (シリーズ本を残す;1)
- 『IFLA図書館資料の予防的保存の原則』 エドワード・P・アドコック編 国立国会図書館訳 木部徹監修 日本図書館協会 2003.7 (シリーズ本を残す;9) 当館ホームページでもご覧になれます。 国立国会図書館ホームページ > 国立国会図書館について > 資料の保存 > パンフレット、マニュアル、研修テキスト等 > IFLA/PACコア活動の刊行物 > International Preservation Issues [http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data\\_preservation\\_issues.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data_preservation_issues.html)

(総務部管理課、収集書誌部資料保存課)

## サービス・業務の改善を目指して 国立国会図書館の活動実績評価

国立国会図書館では、平成16年度に評価制度を導入し、サービス向上と業務改善に継続的に取り組んできました。当館の活動の指針であるビジョンの実現に向けて、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（評価）→ Act（改善）のマネジメント・サイクルを確立し、限られた資源を有効に活用しながら改善に取り組んでいます。

平成19年度には「国立国会図書館60周年を迎えるに当たってのビジョン」を策定しました。また、平成19年度から20年度にかけて評価制度の見直しを行い、成果をより重視した新たな制度「活動実績評価」を導入しました。活動実績評価の目的は、①効率的で質の高い活動を実現すること、②成果を意識した活動を行うこと、③国の機関としての説明責任を果たすことです。平成21年度からは、この「活動実績評価」にもとづいてサービス改善に取り組んでいきます。



## ビジョン

5～10年を対象とした中長期的な基本方針で、国立国会図書館が今後目指す方向性を示しています。

## 実績の測定

業務量を正確に把握できるよう各種統計を整備するとともに、サービス提供にかかる時間などのプロセスを測定するサンプル調査を導入しています。また、利用者アンケートを毎年度実施し、利用者の満足度や改善要望を経年で把握しています。アンケートの結果は本誌や当館ホームページで公表しています。

## ○活動の実施

DO  
実施

## 重点目標評価

年度終了後には、重点目標の評価を行い、評価結果をホームページ等で広く公表します。30～31ページでは、平成20年度の評価結果をご紹介します。

ビジョン  
の実現

CHECK  
評価

## 評価に関する有識者会議

評価の客観性・公正性を確保するために、平成21年度から「評価に関する有識者会議」を開催します。当館の目標・計画、評価の手法と結果、評価結果の当館活動への反映などについて、学識経験者や実務家のご意見を伺う予定です。

- 重点目標の評価
- 活動計画の評価

## 平成 20 年度重点目標の評価 目標を定めサービスを着実に改善しています

重点目標は、3～5年を対象とした中期的な目標を示すものです。ここでは、平成 20 年度重点目標の評価結果と、成果の一部をご紹介します。評価結果の詳細は、当館ホームページ「活動実績評価」(<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/vision.html>) でご覧になれます。ご意見・ご感想をお待ちしています。

ビジョン① 国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化します。			
重点目標	「立法府のブレイン」としての機能を強化します。		◎
重点目標	「議員のための情報センター」として、国政審議に有用な情報を整備・提供します。		◎

### 国政審議に役立つ情報を提供しています

国立国会図書館は、豊富な蔵書を背景に、国会議員の立法活動を補佐するための調査・情報提供を行っています。議員からの調査依頼に迅速に応えるとともに、関心を集めそうなテーマをあらかじめ予測し、計画的に調査を進めています。

平成 20 年度には、合計 500 本以上の記事を刊行物として配布し、国会向けのホームページ「調査の窓」にも掲載しました。国会議員等からの調査依頼は前年度より増加し、4 万 6,000 件でした。

※おもな刊行物は、当館ホームページで一般にも公開しています。

ビジョン② 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。			
重点目標	納本制度の周知・普及活動を強化し、国内出版物の納入率の向上を図ります。		◎
重点目標	収集した資料を適切に保存し、永続的なアクセスを保証します。		○
重点目標	インターネット情報をはじめ、電子情報の蓄積・保存・提供を推進します。		○

### インターネット情報の収集・保存に取り組んでいます

近年、世界各国の国立図書館を中心に、日々失われていくインターネット情報を収集・保存する取組みが進められています。国立国会図書館では、WARP（インターネット情報選択的蓄積事業）により、国内のインターネット情報を許諾を得た上で収集・保存し、当館ホームページで提供しています。平成 20 年度には、WARP の収集対象が 700 タイトル増加し、アクセス数は 7 万件となりました。

さらに当館では、国の機関等のインターネット情報を、個別の許諾によらず制度的に収集するための新たな法制度の実現を目指してきました。平成 20 年度に法案提出に向け準備を進めた結果、平成 21 年通常国会において国立国会図書館法の改正が成立し、平成 22 年 4 月から制度的収集が実現することとなりました（4～11 ページに関連記事）。

ビジョン③ 利用者が求める情報への迅速で的確なアクセスまたは案内をできるようにします。			
	図書館業務を効率化し、サービスの利便性と利用者満足度を向上させます。		○
	館内外の情報資源を適切に整備し、効果的に提供します。		◎

#### 評価の観点

##### 【進捗】

目標達成のために実施している事業が、平成 20 年度に予定したとおり進捗したかを 3 段階で評価。

- 予定どおり進捗しました
- 予定より遅延しました
- 進捗がありませんでした

#### 【成果】

利用者の方々から見て、サービス向上という成果が実現したかを 5 段階で評価。事業進捗の結果、利用実績や満足度が向上したかを判断根拠とする。

- ◎ 十分な成果を実現しました
- ある程度成果を実現しました
- △ あまり成果がみられませんでした
- × まったく成果がみられませんでした
- まだ成果が出る時期になっていません

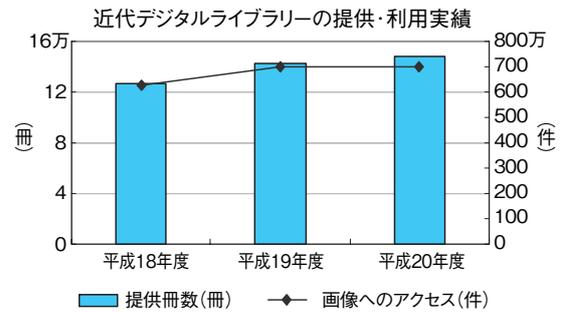
ビジョン④ 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。

重点目標	資料のデジタル化を進め、インターネットによる原文提供の範囲を拡大します。	➡	○
重点目標	インターネット経由申込み複写において、利用者満足度を高めます。	➡	◎

所蔵資料のデジタル化を進めています

国立国会図書館では、著作権処理を行った上で資料をデジタル化し、当館ホームページの「近代デジタルライブラリー」等で公開してきました。平成20年度には、「近代デジタルライブラリー」の累積タイトル数は10万を超え、画像へのアクセス数は700万件となりました。

また、平成20年度には、資料の利用と保存の両立を図るため、これまでのマイクロ化に代わりデジタル化を積極的に進める方針を定めました。



ビジョン⑤ 社会に多様で魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高めます。

重点目標	イベント等の開催を通して、当館の役割・活動に対する社会的な理解を深めます。	➡	◎
------	---------------------------------------	---	---

60周年を記念した各種行事を行いました

国立国会図書館は、平成20年に開館60周年を迎えました。これを記念し、シンポジウムや貴重書展を開催しました。貴重書展の内容は電子展示会として、当館ホームページで公開しています。

また、60周年を機に、アジア・オセアニア地域国立図書館長会議(CDNLAO)の第16回会議を当館で開催しました。過去最多の23か国からの参加を得て、活発な意見交換を行いました。

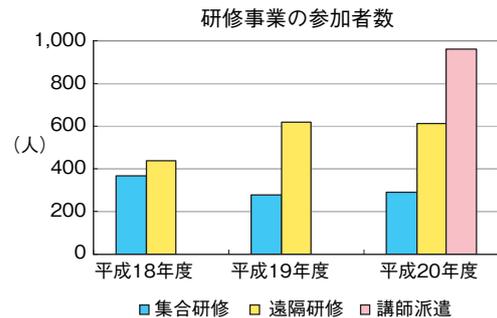
ビジョン⑥ 公共図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めます。

重点目標	日本国内の各種図書館をバックアップするとともに、連携・協力を強化します。	➡	◎
------	--------------------------------------	---	---

全国の図書館員を支援しています

国立国会図書館では、国内各地で働く図書館員を支援するため、様々なテーマで研修を行っています。当館施設内で開催する集合型の研修に加え、インターネットを通じて受講できる遠隔研修を提供しています。

平成20年度は、13種類の集合・遠隔研修を実施しました。さらに、国内の図書館が主催する研修に講師を派遣する取組みを開始し、レファレンス業務に関する講師を27回派遣しました。これらの研修に、合計で1,800名以上の図書館員が参加しました。



ビジョン⑦ 海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有・交換に努めます。

アジア・オセアニア地域の国立図書館との連携・協力を深めます。	➡	◎
--------------------------------	---	---

## 平成 21 年度重点目標

### (1) 国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化します。

- 「立法府のブレーン」としての機能を強化します。  
当館の豊富な蔵書を背景に、想定される国政課題について、高度な調査能力を活かした自発的な調査を充実します。あわせて、立法・政策立案の根拠となる客観的かつ正確なデータを含む調査報告の提供に一層努めます。特定テーマを多角的に分析する「総合調査」を積極的に推進します。
- 「議員のための情報センター」として、国政審議に有用な情報を整備・提供します。

### (2) 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。

- 納本制度の周知・普及活動を強化し、国内出版物の納入率の向上を図ります。  
5月25日の「納本制度の日」にちなみ、納本制度の認知度をさらに向上させるための広報活動に努めます。
- 収集した資料を適切に保存し、永続的なアクセスを保証します。  
資料の予防的保存対策として、デジタル化などを検討・実施します。また、近い将来予測されている書庫の満杯に備えて、準備を進めます。
- インターネット情報をはじめ、電子情報の蓄積・保存・提供を推進します。  
日本国内で発信されたインターネット情報について、国の機関等を対象とした制度的収集の実現を目指すとともに、WARP（インターネット情報選択的蓄積事業）に基づく収集を強化します。また、平成 21 年度に稼動するデジタルアーカイブシステムにより、インターネット情報の効率的収集、長期保存を実現します。  
電子情報の蓄積・保存・提供について、内外の諸機関との連携・協力を深めます。

### (3) 利用者が求める情報への迅速で的確なアクセスまたは案内をできるようにします。

- 図書館業務を効率化し、サービスの利便性と利用者満足度を向上させます。  
資料・情報への迅速なアクセスを実現するため、業務プロセスや図書館システムの見直しを行います。また、電子情報環境に対応した利用者サービスの改善・効率化を図ります。関西館においては、所蔵資料を中心とした多様なサービスを利用者へ提供します。国際子ども図書館においても、所蔵資料の充実を図り、効果的な利用提供を行います。
- 館内外の情報資源を適切に整備し、効果的に提供します。  
より多くの所蔵資料を、NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）で検索・申込みできるようにします。科学技術情報資源の重点的整備を図り、情報提供を拡充します。NDL-OPAC、総合目録データベース、レファレンス協同データベース、PORTA（国立国会図書館デジタルアーカイブポータル）など、各種サービスが連携して、さまざまな情報資源へ案内できるようにします。調べものをする方が求める情報に効率よくアクセスできるよう、リサーチ・ナビで有用な情報を提供します。

### (4) 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。

- 資料のデジタル化を進め、インターネットによる原文提供の範囲を拡大します。  
近代デジタルライブラリーのコンテンツとして、所蔵する大正期刊行図書の大部分を平成 22 年度までに公開します。さらに、児童書デジタルライブラリーのコンテンツについても、デジタル化・著作権処理作業を着実に進めます。
- インターネット経由申込み複写において、利用者満足度を高めます。

### (5) 社会に多様で魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高めます。

- イベント・展示会等の開催を通して、当館の役割・活動に対する社会的な理解を深めます。  
当館の役割・活動を多くの人々に知っていただくとともに、国民の読書・文化活動を支援するため、講演会等の各種イベントを開催します。企画展示会および電子展示会を充実させ、所蔵する貴重な資料をテーマに即して広く紹介します。

### (6) 公共図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めます。

- 日本国内の各種図書館をバックアップするとともに、連携・協力を強化します。  
全国の図書館と協力して、総合目録ネットワーク事業、レファレンス協同データベースを推進します。また、全国の図書館員を対象とした研修を充実させます。公共図書館等と連携・協力して、子どもの読書活動推進を支援します。

### (7) 海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有・交換に努めます。

- アジア・オセアニア地域の国立図書館との連携・協力を深めます。  
アジア・オセアニア地域国立図書館長会議（CDNLAO）の活動において、積極的な役割を果たします。また、中国・韓国の国立図書館と連携して、アジアのデジタルアーカイブの標準化を進めます。

### 平成 21 年度においては、特に補正予算に計上された次の事業を重点目標とし、取り組みます。

- 電子情報環境の進展に対応した国民の知的活動の基盤として、平成 21 年度補正予算に基づき、資料の集中的なデジタル化を行います。  
当館所蔵の図書、雑誌、古典籍資料を中心に、大規模なデジタル化を実施します。

## 国立国会図書館のサービス実績をご紹介します

### 平成 20 年度サービス実績

国立国会図書館では、各種サービスの所要時間を「サービス実績」として測定しています。  
平成 20 年度の実績は以下のとおりです。全処理件数のうち、8 割以上を、この日数・時間内に提供しました。

#### 資料の整理

サービス項目		日数・時間
国内で刊行された資料*の整理	NDL-OPAC での利用申込みの開始	受入日から 56 日以内

\*映像資料・録音資料・光ディスク・地図資料等の非図書資料を除く

#### 来館せずにご利用いただけるサービス

サービス項目		日数・時間
複写	インターネット経由の複写依頼の発送	受理日から 5 日*以内
図書館への資料貸出し	図書館を通じて申し込まれた資料貸出しの発送	受理日から 3 日*以内
レファレンス	図書館を通じて申し込まれた文書レファレンス・サービスの回答	受理日から 11 日以内

\*休館日を除く

#### 東京本館におけるサービス

サービス項目		日数・時間
閲覧	図書・雑誌カウンターでの書庫内資料の閲覧	申込みから 21 分以内
複写	オンライン複写の提供	申込みから 27 分以内
	即日複写の提供	申込みから 15 分以内
	後日複写の提供	申込日から 4 日*以内 (撮影を伴うものは 6 日*)

\*休館日を除く

#### 関西館におけるサービス

サービス項目		日数・時間
閲覧	書庫内資料の閲覧	申込みから 15 分以内

#### 国際子ども図書館におけるサービス

サービス項目		日数・時間
閲覧	第一および第二資料室における書庫内資料の閲覧	申込みから 11 分以内

(総務部企画課)

## 第16回納本制度審議会 および第7回納本制度 審議会代償金部会



7月23日、東京本館において、第16回納本制度審議会および第7回納本制度審議会代償金部会を開催した。審議会委員12名(うち代償金部会所属委員7名)のほか、当館からは館長、副館長等17名が出席した。6月1日付けで、今期委員の委嘱と代償金部会に所属する委員の指名が行われたことに伴うもので、新たに中山信弘委員が会長に選出された。

審議会では、当館から平成20年度出版物納入状況、平成21年度代償金予算および支出実績について報告し、納本制度にかかわる事業等として、インターネット情報の収集に係る国立国会図書館法の改正\*、著作権法の改正、当館の電子図書館事業と資料デジタル化の推進について紹介した後、オンライン出版物の収集について懇談を行った。懇談では、初めに、館長からオンライン出版物の収集について問題提起がなされ、収集の意義や電子情報の提供・保存等をめぐって、委員から活発な質問および意見があった。また、審議会終了後、代償金部会が開催され、合庭惇委員が部会長に選出された。

審議会に関する情報は、国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 「納本制度」 > 「納本制度審議会」に掲載している。

### 納本制度審議会委員名簿(五十音順)(平成21年7月23日現在)

会 長	中山 信弘	東京大学名誉教授、弁護士
会長代理	濱野 保樹	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委 員	合庭 惇	国際日本文化研究センター名誉教授
	石坂 敬一	社団法人日本レコード協会会長
	上野 徹	社団法人日本雑誌協会理事長
	内山 齊	社団法人日本新聞協会会長
	角川 歴彦	角川グループホールディングス代表取締役会長
	小峰 紀雄	社団法人日本書籍出版協会理事長
	佐野 眞一	ノンフィクション作家
	関口 和一	日本経済新聞社編集委員兼論説委員
	福井 健策	弁護士
	藤本 由香里	明治大学国際日本学部准教授
	古屋 文明	社団法人日本出版次協会会長
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	湯浅 俊彦	夙川学院短期大学准教授

### 代償金部会所属委員

部 会 長	合庭 惇
部会長代理	山本 隆司
委 員	石坂 敬一
	上野 徹
	小峰 紀雄
	佐野 眞一
	福井 健策

\*本誌4～11ページに「インターネット資料の収集に向けて 国等の提供するインターネット資料を収集するための国立国会図書館法の改正について」を掲載しています。

平成 21 年度  
国際子ども図書館  
連絡会議

6月17日、国立国会図書館国際子ども図書館において、第7回となる標記会議を開催した。国際子ども図書館と協力関係にある諸機関から16名、国際子ども図書館側から7名の職員が出席した。

会議では、平成20年度の活動および平成21年度の計画について国際子ども図書館から報告した。続いて、全国学校図書館協議会、東京子ども図書館、日本図書館協会が、各機関における研修について報告した。

当館に対しては、新館工事費の予算要求に関する質問等が寄せられた。関係機関からの報告に関しては、それぞれの機関の研修のあり方について意見が交わされた。また、読書運動の紹介として、ブックスタート運動\*の日本での取組状況や、国際状況、特にアジアにおける広がり紹介があった。最後に、各機関における国民読書年への取組みについて情報交換を行った。

\*子育て支援の一環として市区町村自治体が地域の保護者と赤ちゃんに絵本を通してふれあう機会を与えるため、絵本を贈る取組み。

平成 21 年度  
国立国会図書館長と  
都道府県立及び政令指定  
都市立図書館長との  
懇談会

7月9日、東京本館において標記懇談会を実施した。当館と公共図書館との協力の推進を図ることを目的とするこの会は今年で45回目となり、都道府県立・政令指定都市立図書館65館から74名が参加した。

開会に際し、国立国会図書館長から著作権法改正と補正予算によるデジタル化、インターネット情報の収集に係る国立国会図書館法の改正等について説明し、公共図書館の理解を求めるとともに、連携協力をより良いものにしていきたいと述べた。このほか当館からは、この一年間の動き、電子図書館事業の進捗、公共図書館等に対する派遣型研修、ホームページ上の新しいレファレンスツールである「リサーチ・ナビ」について報告した。

公共図書館側からは、森本良和鳥取県立図書館長から、「鳥取県立図書館は総合情報センターです！」と題した報告があった。

また、今年新しい試みとして、「国立国会図書館に期待すること」をテーマにグループディスカッションを行った。この内容は、本誌582(2009年9月)号で詳しく紹介する予定である。

## 法規の制定

### 【法律第 73 号】 国立国会図書館法の一部を改正する法律

(平成 21 年 7 月 10 日公布)

### 【規程第 5 号】 国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程

(平成 21 年 7 月 10 日制定)

国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）を一部改正し、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けるとともに、附則において著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）を一部改正し、インターネット資料の収集のための複製に係る規定を整備した（法律第 73 号）。また、インターネット資料の収集のための記録媒体への記録に関し必要な事項を規程により定めた（規程第 5 号）。これらの法規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行される。

改正後の国立国会図書館法および国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程は、これらの法規の施行後、国立国会図書館ホームページ >国立国会図書館について>関係法規（<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws.html>）に掲載する予定である。なお、これらの法規は、平成 21 年 7 月 10 日付けの官報に掲載されている。

※本誌 4～11 ページに「インターネットの収集に向けて 国等の提供するインターネット資料を収集するための国立国会図書館法の改正について」を掲載しています。

## お知らせ

### ■ 講演会

#### 「インターネットと文化： チャンスか危機か」



前フランス国立図書館長のジャン・ノエル・ジャンヌネー氏をお招きし、講演会を行います（朝日新聞社後援）。

ジャンヌネー氏はフランスの歴史家で政治家でもあり、フランス国立図書館長在任中の2005年に"*Quand Google défie l'Europe*"（邦訳は『Google との闘い』岩波書店刊 2007.11）を著しています。講演会では、インターネットに代表される情報社会の進展と文化および言語の多様性などについてお話しいただきます。

同タイトルの講演を東京本館と関西館で行います。東京本館では、講演後にジャンヌネー氏と長尾国立国会図書館長との対談を予定しています。講演はフランス語で、東京は同時通訳、関西は逐次通訳が付きます。入場無料です。

#### ■ 東京本館

- 日 時 9月15日（火）14:00～16:30
- 会 場 東京本館 新館講堂（定員約300名）

#### ■ 関西館

- 日 時 9月17日（木）14:00～16:00
- 会 場 関西館 第一研修室（定員約70名）

○演 題 「インターネットと文化：チャンスか危機か」

○お申込方法

当館ホームページの参加申込みフォームからお申し込みください。

URL <http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/jnjlecture.html>

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > イベント・展示会情報

または以下を明記の上 FAX でお申し込みください。

①講演会名（ジャンヌネー氏講演会） ②氏名（ふりがな） ③参加ご希望の会場（東京本館／関西館） ④FAX 番号

○お申込み・お問い合わせ先

国立国会図書館 総務部支部図書館・協力課協力係

〒100-8924 千代田区永田町 1-10-1

電話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3508) 2934

電子メール [lecture@ndl.go.jp](mailto:lecture@ndl.go.jp)

## お知らせ

### ■ 講演会

#### 「パピルスから PDF へ： よみがえるアレクサンドリア 図書館」



アレクサンドリア図書館長のイスマイル・セラゲルディン氏による講演会を行います（毎日新聞社、読売新聞社後援）。

古代アレクサンドリア図書館を継承するにふさわしい施設として、2002年にエジプトで開館したアレクサンドリア図書館は、800万冊の蔵書を目標とする図書館、三つの博物館、五つの調査研究施設、展示ギャラリー、プラネタリウム等から構成される図書館・文化複合施設です。電子的サービス、電子化に力を入れている同館は、当館も参加しているワールドデジタルライブラリー事業に早くから参画しているほか、国立電子図書館フランス語圏ネットワーク（RFBNN）等の国際的なプロジェクトに積極的にかかわっています。この講演会では、同館の現状と課題、電子情報環境下における国際連携、電子図書館の将来展望等についてお話しいただきます。

講演後に、セラゲルディン氏と長尾国立国会図書館長との対談を予定しています。講演は英語で行い、同時通訳が付きます。入場は無料です。

○日 時 10月2日（金）14:00～16:30

○会 場 東京本館 新館講堂（定員約300名）

○演 題 「パピルスから PDF へ：よみがえるアレクサンドリア図書館」

○お申込方法

当館ホームページの参加申込みフォームからお申し込みください。

URL <http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/bibalex.html>

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > イベント・展示会情報  
または以下を明記の上 FAX でお申し込みください。

①講演会名（アレクサンドリア講演会） ②氏名（ふりがな） ③FAX 番号

○お申込み・お問い合わせ先

国立国会図書館 総務部支部図書館・協力課協力係

〒100-8924 千代田区永田町1-10-1

電話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3508) 2934

電子メール [lecture@ndl.go.jp](mailto:lecture@ndl.go.jp)

## お知らせ

### ■ 国立国会図書館 データベースフォーラム



「国立国会図書館データベースフォーラム—確かな情報へのナビゲーター—」は、当館の作成するデータベースやコンテンツの内容、最新情報、知っていると便利な使い方を、デモンストレーションを交えながらご紹介する催しです。

フォーラム当日には、希望者を対象に館内見学も実施いたします。入場無料です。みなさまのご参加をお待ちしております。

※東京本館のフォーラムは、第95回全国図書館大会東京大会国立国会図書館関連行事です。

#### ■ 東京本館

○日 時 10月29日(木) 13:00～16:30

○会 場 東京本館 新館講堂

○定 員 300名(館内見学は50名)

(先着順。定員になり次第、受付を終了いたします)

○お申込方法 9月15日(火)から受付を開始します。当館ホームページ上のデータベースフォーラムのページからお申し込みください。

<http://www.ndl.go.jp/jp/event/dbf2009.html>

国立国会図書館ホームページ>イベント情報

○お問い合わせ先

国立国会図書館 総務部企画課

電話 03(3506)3309(直通)

#### ■ 関西館

○日 時 9月16日(水) 13:00～17:00

\*館内見学は12:20～、17:10～の2回(各30分程度)

申込み多数の場合はご希望にそえないことがあります。

○会 場 関西館 大会議室

○定 員 300名(先着順。定員になり次第、受付を終了いたします)

○お申込方法 国立国会図書館データベースフォーラムのページからお申し込みください。

<http://www.ndl.go.jp/jp/event/dbf2009.html>

国立国会図書館ホームページ>イベント情報

○お問い合わせ先

国立国会図書館関西館 総務課

電話 0774(98)1247(直通)

## お知らせ

### ■ 国際子ども図書館展示会 「出発進行！『のりもの』 本めぐりへ」 関連講演会

国際子ども図書館では、講演会「乗り物絵本の歴史と魅力」を開催します。この講演会は、国内外の児童書を通じて乗り物の発達の歩みと生き生きとした表情を紹介する展示会「出発進行！『のりもの』本めぐりへ」の関連行事です。展示会、講演会はいずれも入場無料です。

○日 時 10月4日（日） 14:00～16:00

○会 場 国際子ども図書館 3階ホール

○講 師 関田 克孝 氏（乗り物絵本研究家）

○演 題 「乗り物絵本の歴史と魅力」

○対 象 中学生以上 定員 100名

○お申込方法

事前申込制（申込多数の場合は抽選）です。次のいずれかの方法でお申し込みください。

[来館申込み] 国際子ども図書館 3階ホールカウンター

[往復はがき] 〒110-0007 台東区上野公園 12-49 「10月4日講演会」係

[電子メール] nori1004@kodomo.go.jp

タイトル・件名欄に「10月4日講演会申込み」とお書きください。

※ 往復はがきまたは電子メールの場合は、参加者1名につき1通に、氏名（ふりがな）、年齢、住所、電話番号をご記入ください。

○お問い合わせ先

国立国会図書館国際子ども図書館 企画協力課

電話 03（3827）2053（代表）

#### 展示会のご案内

開催期間 平成21年7月18日（土）～平成22年2月7日（日）

休館日 月曜日、国民の祝日・休日、年末年始、  
資料整理休館日（毎月第3水曜日）

開催時間 9:30～17:00

展示会の詳細はホームページをご覧ください。

国際子ども図書館ホームページ>展示会・イベント

<http://www.kodomo.go.jp/event/index.html>





## お知らせ

---

### ■ 書誌コントロールの将来に関する米国議会図書館ワーキンググループ報告書(On the Record)の日本語訳を公開

7月16日に“On the Record : Report of the Library of Congress Working Group on the Future of Bibliographic Control”の全訳および“Response to *On the Record*”の抄訳をホームページで公開しました。

“On the Record”は、米国議会図書館(LC)が21世紀の書誌コントロールのあり方を検討するため、2006年11月に招集したワーキンググループによる報告書です。図書館のあらゆる資料と利用者とを効果的に結びつけるため、図書館コミュニティが一体となって行動すべき事項を勧告するとともに、LCに対して、その役割と優先すべき事項について助言する内容となっています。

この報告書は2008年1月にLCに提出され、LCは同年6月に報告書への回答として“Response to *On the Record*”を発表し、報告書で提示されたさまざまな勧告への対応策を示しました。

報告書および回答の内容は、国際的な協働による書誌コントロールを前提としており、米国の図書館コミュニティの現状と今後の方向性を示すのみでなく、国際的な、また我が国における書誌コントロールの将来に大きな示唆を与えるものです。

○ URL <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/kokusai.html>

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 「図書館員の方へ」  
> 「書誌データの作成および提供」 > 「目録に関する国際的な動向」

※原文はLCのウェブサイトに掲載されています。

- ・ On the Record : Report of the Library of Congress Working Group on the Future of Bibliographic Control (<http://www.loc.gov/bibliographic-future/news/lcwg-ontherecord-jan08-final.pdf>)
- ・ Response to *On the Record* (<http://www.loc.gov/bibliographic-future/news/LCWGResponse-Marcum-Final-061008.pdf>)





## お知らせ

### ■ 第20回保存フォーラム

国立国会図書館では、資料保存に携わる実務者の方を対象に、具体的な保存対策や技術をご紹介します、実務者同士の情報交換、意見交換を行うことを目的として、保存フォーラムを実施しています。

今年は、オランダからヘンク・ポルク博士（オランダ王立図書館専門サービス・資料部付保存科学者）を講師にお招きし、2日にわたって、オランダにおける保存科学の最新動向とオランダ王立図書館所蔵特別コレクション「紙の歴史」をご紹介します。入場無料です。

#### ○フォーラム1

日 時 10月6日（火） 14：00～16：00

会 場 東京本館 大会議室

内 容 講演「オランダにおける保存研究プロジェクトー電子図書館におけるオリジナルの保存の役割と国家戦略と研究成果」  
質疑応答・意見交換

#### ○フォーラム2

日 時 10月7日（水） 13：30～15：30

会 場 東京本館 大会議室

内 容 講演「オランダ王立図書館所蔵特別コレクション『紙の歴史』をめぐって」  
質疑応答・意見交換

#### ○定 員

各回50名。申込み多数の場合は調整します。

#### ○お申込方法

電子メール（またはFAX）で、①氏名 ②所属機関名 ③所在地 ④電話番号 ⑤受講希望フォーラム名を明記の上、9月11日（金）までにお申し込みください。

#### ○お申込み・お問い合わせ先

国立国会図書館 収集書誌部資料保存課

電子メール forum20@ndl.go.jp

FAX 03（3581）3291 電話 03（3506）3356（直通）



## お知らせ

### ■ 平成 21 年度 科学技術情報研修

国内の図書館員を対象に、各図書館におけるレファレンスサービスの向上に役立てることを目的として、次のとおり平成 21 年度科学技術情報研修を実施します。

- 日 時 11 月 5 日（木）、6 日（金）
- 会 場 関西館 第 1 研修室
- 対 象 公共図書館職員および大学図書館職員等。国立国会図書館遠隔研修「科学技術情報—概論—」を受講済みの方（未受講の方には事前に受けていただきます）。
- 定 員 20 名。1 機関 1 名。申込み多数の場合は調整します。
- 内 容 科学技術文献の検索・入手と、科学技術・医療分野の主題情報の調べ方を取り上げます。文献入手の例として、国立国会図書館が所蔵する専門資料のうち、規格資料、会議資料およびテクニカルレポートの特徴を紹介し、所蔵機関の調べ方や書誌事項調査について講義と演習を行います。主題情報の調べ方としては、いくつか身近なテーマ（環境、薬、食品）について、調査に役立つ代表的なツールやその使い方を紹介します。
- 参 加 費 無料。ただし、旅費・滞在費等は受講者の負担とします。
- お申込方法 当館ホームページ掲載の申込書にご記入の上、電子メール、FAX または郵送で 8 月 31 日（月）までにお申し込みください（必着）。
- お申込み・お問い合わせ先

〒 619-0287 京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3

国立国会図書館関西館 図書館協力課研修交流係

電子メール training@ndl.go.jp FAX 0774 (94) 9117

電話 0774 (98) 1446 担当：菊池、向井

※研修内容の詳細は、当館ホームページをご覧ください。

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>)

> 「図書館員の方へ」 > 「図書館員の研修」



## お知らせ

### ■ 平成 21 年度 アジア情報研修 「現代インド情報の調べ方」

日本国内の各図書館におけるアジア情報に関するサービスに役立てることを目的に標記研修を実施します。今回はインドの資料・情報に関する科目を中心に行います。

○日 時 11月18日(水)、19日(木)

○会 場 関西館 第1研修室

○対 象 大学図書館、専門図書館および公共図書館または研究機関の職員で、原則として業務においてアジアに関連する情報を扱う方。

○定 員 20名(申込み多数の場合は調整します)。

○内容・講師

第1日：11月18日(水) 13:30～17:30

13:40 「インド関連情報の調べ方」(講義)

15:10 「インド関連情報の調べ方」(実習)

16:30 アジア情報室・書庫見学

講師はいずれもアジア情報課職員

\*第1日目終了後、18:00から19:00まで、懇親会を予定しています。

第2日：11月19日(木) 10:00～16:20

10:00 「インドの法情報とその入手」

大阪大谷大学人間社会学部准教授 浅野宜之氏

13:30 「インド歴史・地域研究とその資料」

神戸市外国語大学国際関係学科准教授 大石高志氏

15:40 意見交換・質疑応答

○参加費 無料。ただし、旅費・滞在費等は受講者の負担とします。

○お申込方法

電子メール(またはFAX)で、①氏名(ふりがな) ②所属機関、所在地 ③

所属部署・職名 ④連絡先電話番号、電子メールアドレス(またはFAX番号)

⑤図書館勤務年数、現在の業務内容、これまで従事したアジア関係業務の内容を明記して、10月21日(水)までにお申込ください。

\*受講の可否は10月23日(金)までに電子メール(またはFAX)でお知らせします。

○お申込み・お問い合わせ先

国立国会図書館 関西館アジア情報課

〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3

電話 TEL 0774 (98) 1371 (直通)

FAX 0774 (94) 9115 電子メール k-azia@ndl.go.jp

## お知らせ

### ■ 政府職員名簿の 利用停止の解除および 名簿類の利用の許可制 導入について

7月1日、政府職員名簿に関する利用停止の措置\*を解除するとともに、一部の名簿の利用について、プライバシー保護の観点から許可制を導入しました。

許可制の対象となるのは、民間人および公務員の名簿類のうち、次の要件すべてを満たすものです。①市販されたものでないこと、②自宅住所の記載があること、③発行後おおむね50年を経過していないこと。

ご利用の際は、利用目的等を記した許可申請書の提出、本人確認書類（運転免許証、パスポート、国立国会図書館の登録利用者カード等）の提示が必要です。

なお、今回の措置とは別に、発行者等からの申し出に基づき利用を制限している名簿があります。

\*政府職員の名簿が犯行の準備に用いられたとされる元厚生事務次官等連続殺傷事件（平成20年11月18日）の発生を受けて、平成20年11月20日に開始した臨時的措置。同年12月9日からは、自宅住所等連絡先の記載のあるものに限り、利用を停止してきた。

### ■ 新刊案内 国立国会図書館 編集・刊行物



レファレンス 702号 A4 89頁 月刊 1,050円 発売 日本図書館協会

- ・ 条例の実効性の確保について
- ・ 韓国における女性の政治参加
- ・ 知的財産権訴訟における裁判管轄
- ・ ドバイ経済の現状と課題
- ・ ESD ユネスコ世界会議（現地調査報告）

入手のお問い合わせ

(社) 日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電話 03(3523)0812

## CONTENTS

- 02 Book of the month – from NDL collections  
*Obiya ocho sanze monogatari*: a ghost story of the Edo era
- 04 To collect Internet resources  
Amendments to the National Diet Library Law for acquisition of Internet resources provided by national organizations and others
- 12 Let's visit the National Diet Library – Tokyo Main Library
- 16 Illustrated guide to the work of NDL  
National Diet Library Branch Library System  
libraries in the executive and judicial agencies
- 22 Learning in NDL (4) How to search newspapers of Meiji and Taisho eras
- 26 Stacks of the NDL (3) Improving the environment of the stacks (1)
- 28 Aiming at improvement of services and operations  
Activity Performance Evaluation of the NDL
- 18 <Tidbits of information on NDL>  
Across the separation of the three branches of government
- 19 <Books not commercially available>  
○ *Yashu-asa - dogu ga kataru asazukuri "Yashu-asa no seisan yogu" kuni shitei juyo yukei minzoku bunkazai shitei kinen: heisei 20-nen syunki kikakuten*  
○ *Shijo no yutopia: kindai nihon no kaiga to bijutsu zasshi 1889-1915 katarogou*
- 34 <NDL NEWS>  
○ 16<sup>th</sup> meeting of the Legal Deposit System Council and 7<sup>th</sup> meeting of the Compensation Division  
○ Liaison conference of the International Library of Children's Literature in FY2009  
○ Conference with directors of prefectural and major municipal libraries in FY2009  
○ Lows established
- 37 <Announcements>  
○ Lecture "*Internet and the culture: an opportunity or a danger?*"
- Lecture "From Papyrus to PDF: the rebirth of the Bibliotheca Alexandrina"  
○ NDL Database Forum in FY 2009  
○ Lectures related to the exhibition at the International Library of Children's Literature: "All Aboard! for a Trip around Books on Vehicles"  
○ Japanese translation of "*On the Record: Report of the Library of Congress Working Group on the Future of Bibliographic Control*" now available  
○ Books in Thai now searchable on the NDL Asian Language Materials OPAC  
○ 20<sup>th</sup> Forum on preservation  
○ Training on science and technology materials in FY2009  
○ Training program on Asian information in FY2009 "How to search information on modern India"  
○ Restart of provision of government officials lists and introduction of permission system for using the lists  
○ Book notice - publications from NDL

国立国会図書館月報

平成 21 年 8 月号 (No.581)

平成 21 年 8 月 20 日発行 定価 525 円  
(本体 500 円)

発行所 国立国会図書館  
編集責任者 網野光明  
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1  
電話 03 (3581) 2331 (代表)  
FAX 03 (3597) 5617  
E-mail geppo@ndl.go.jp

発売 社団法人日本図書館協会  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14  
電話 03 (3523) 0812 (販売)  
FAX 03 (3523) 0842  
E-mail hanbai@jla.or.jp

印刷所 株式会社エポ

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜き取りして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌 517 号以降、PDF 版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) - 「刊行物」 - 「国立国会図書館月報」でご覧いただけます。



『貝図久志』から 部分  
写 1冊 27.8 × 21.5cm <寄別 6-2-1-5 >

## 国立国会図書館月報

平成 21 年 8 月 20 日 発行 (毎月 1 回 20 日 発行)  
(8 月号 通巻 581 号)

発売 : 社団法人 日本図書館協会 定価 525 円 (本体 500 円)